

平成29年度 私立短期大学経理事務等研修会
平成29年10月31日～11月2日
浜松市「オークラアクトシティホテル浜松」

全-1

— 講演資料集 —

講演Ⅰ 私立学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省

高等教育局 私学部参事官付 学校法人経営指導室長 土生木 茂 雄 氏

講演Ⅱ 学校法人における寄付金募集の現状と課題

日本私立学校振興・共済事業団

助成部寄付金課寄付金係長 猪 股 賢 一 氏

講演Ⅲ 最近の学校法人会計の動向 — 学校にまつわる税務 —

日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員

村田克也税理士・公認会計士事務所 所長 村 田 克 也 氏

講演Ⅳ 『認証評価』等について

一般財団法人 短期大学基準協会 第三者評価委員会委員

新渡戸文化短期大学 理事・学園長 森 本 晴 生 氏

主催：一般財団法人 私学研修福祉会

協力：日本私立短期大学協会

目 次

講 演 I

私学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省

高等教育局 私学部参事官付

学校法人経営指導室長 土生木 茂雄 氏 …… 1

講 演 II

学校法人における寄付金募集の現状と課題

日本私立学校振興・共済事業団

助成部寄付金課寄付金係長 猪股 賢一 氏 ……37

講 演 III

最近の学校法人会計の動向 — 学校にまつわる税務 —

日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員

村田克也税理士・公認会計士事務所 所長

村田 克也 氏 ……61

講 演 IV

『認証評価』等について

一般財団法人 短期大学基準協会 第三者評価委員会委員

新渡戸文化短期大学 理事・学園長

森本 晴生 氏 ……73

講演 I

私学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省

高等教育局 私学部参事官付 学校法人経営指導室長

土生木 茂雄 氏

私学行政の現状と課題等について

●
平成29年10月31日
文部科学省高等教育局私学部参事官付
学校法人経営指導室長 土生木 茂雄

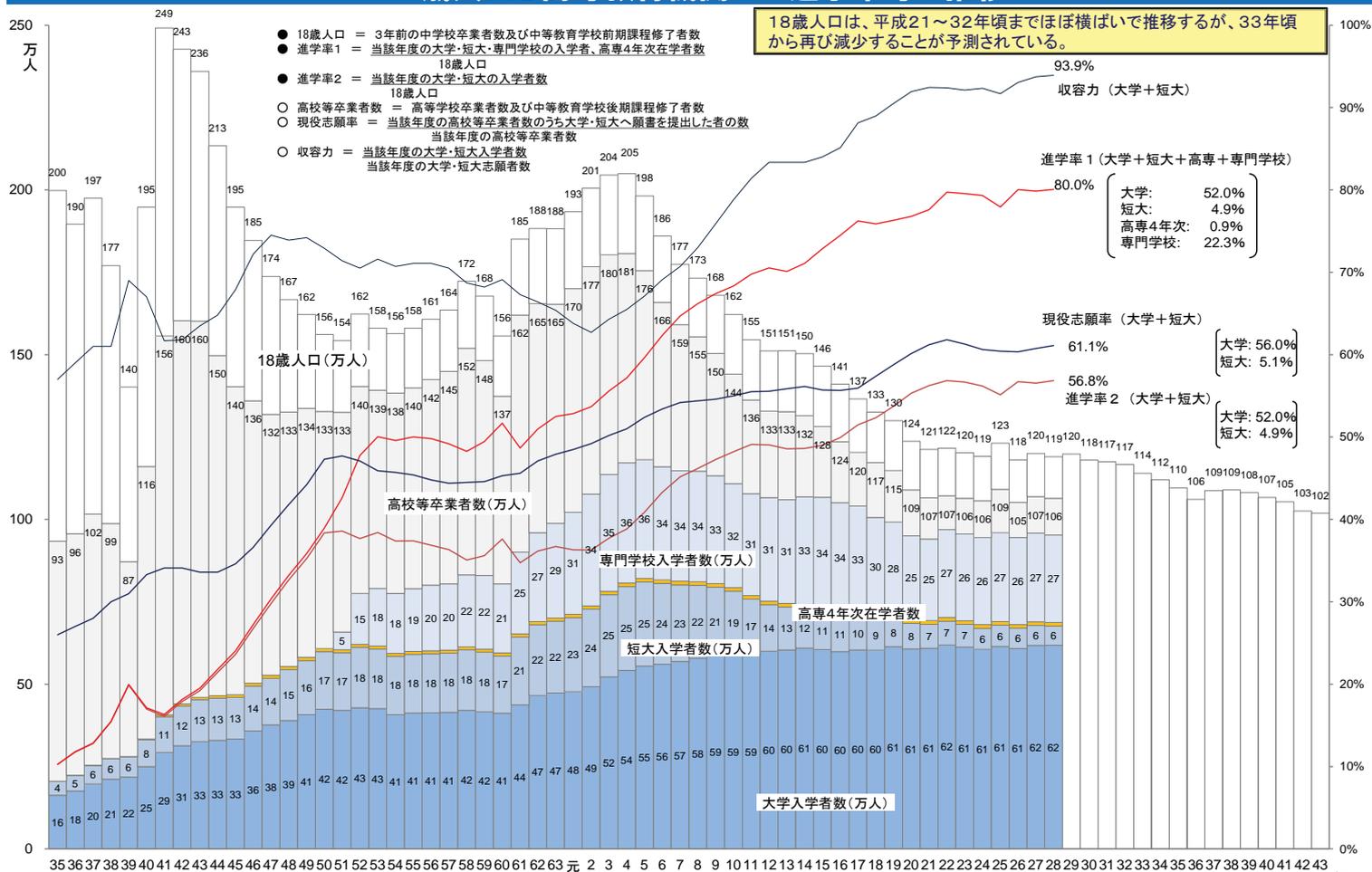


<本日の内容>

- I. 学校法人を取り巻く状況について
- II. 文部科学省による私学振興の取組について
- III. 学校法人運営の適正化について
- IV. その他

I. 学校法人を取り巻く状況について

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本統計」、平成41年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

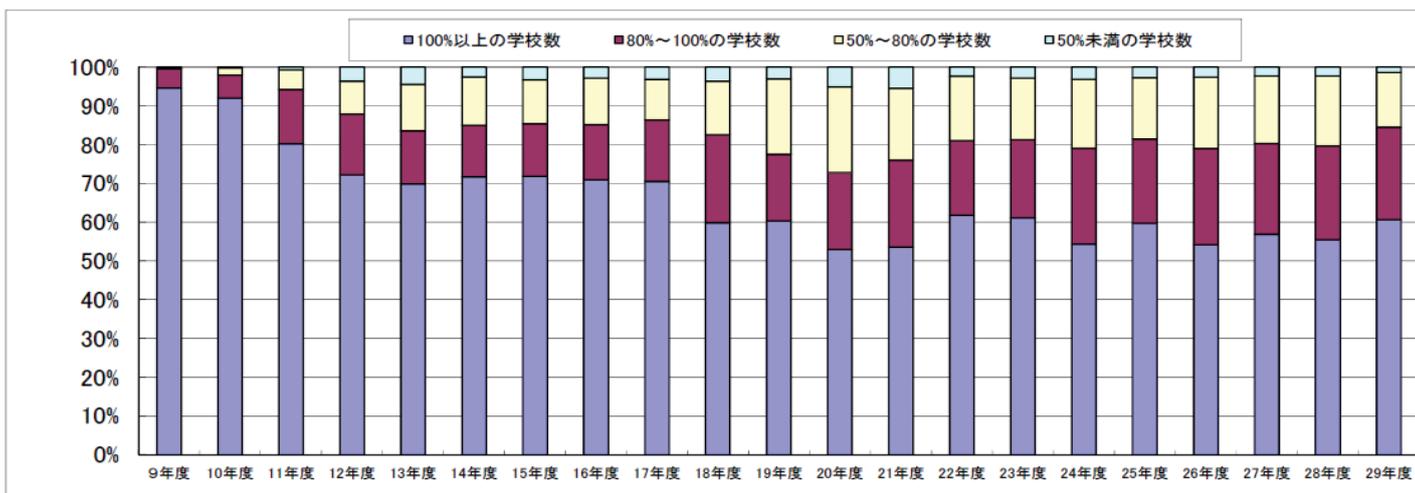
私立大学の入学定員充足状況

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大 学 数	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581
100%以上の学校数	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352
割合	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%
80%~100%の学校数	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139
割合	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%
50%~80%の学校数	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82
割合	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%
50%未満の学校数	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8
割合	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%

入学定員未充足校	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229
割合	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%

充足率80%以上校	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491
割合	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%

(注)大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

4

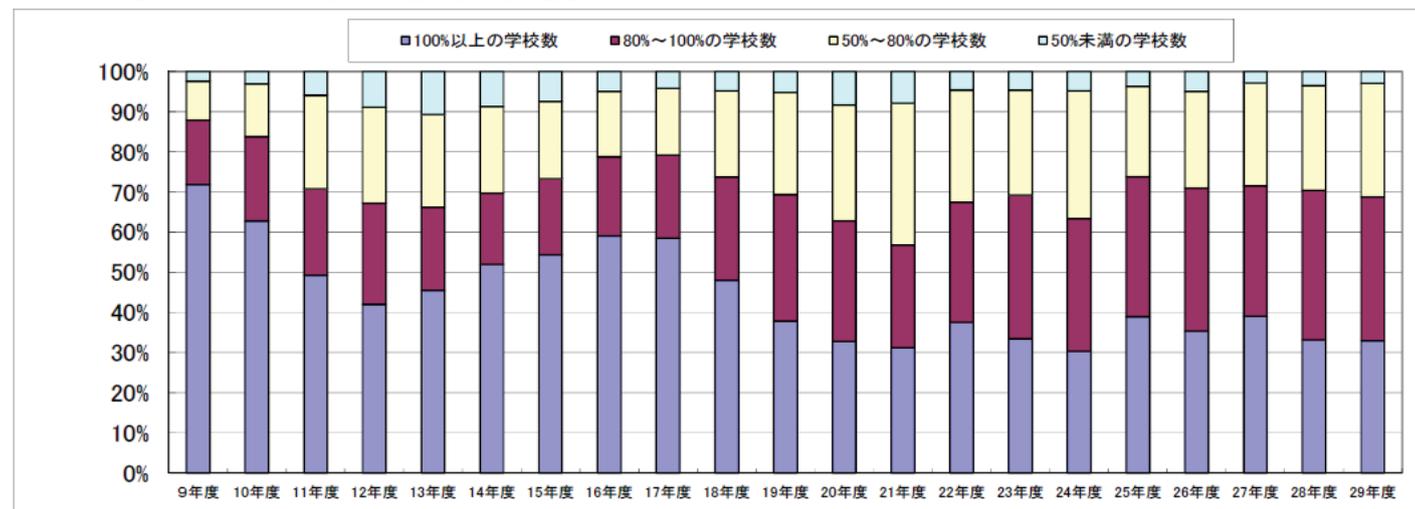
私立短期大学の入学定員充足状況

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短 期 大 学 数	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304
100%以上の学校数	354	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100
割合	71.8%	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%
80%~100%の学校数	79	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116	109
割合	16.0%	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%	35.9%
50%~80%の学校数	48	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86
割合	9.7%	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%
50%未満の学校数	12	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9
割合	2.4%	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%

入学定員未充足校	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204
割合	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%

充足率80%以上校	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209
割合	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%

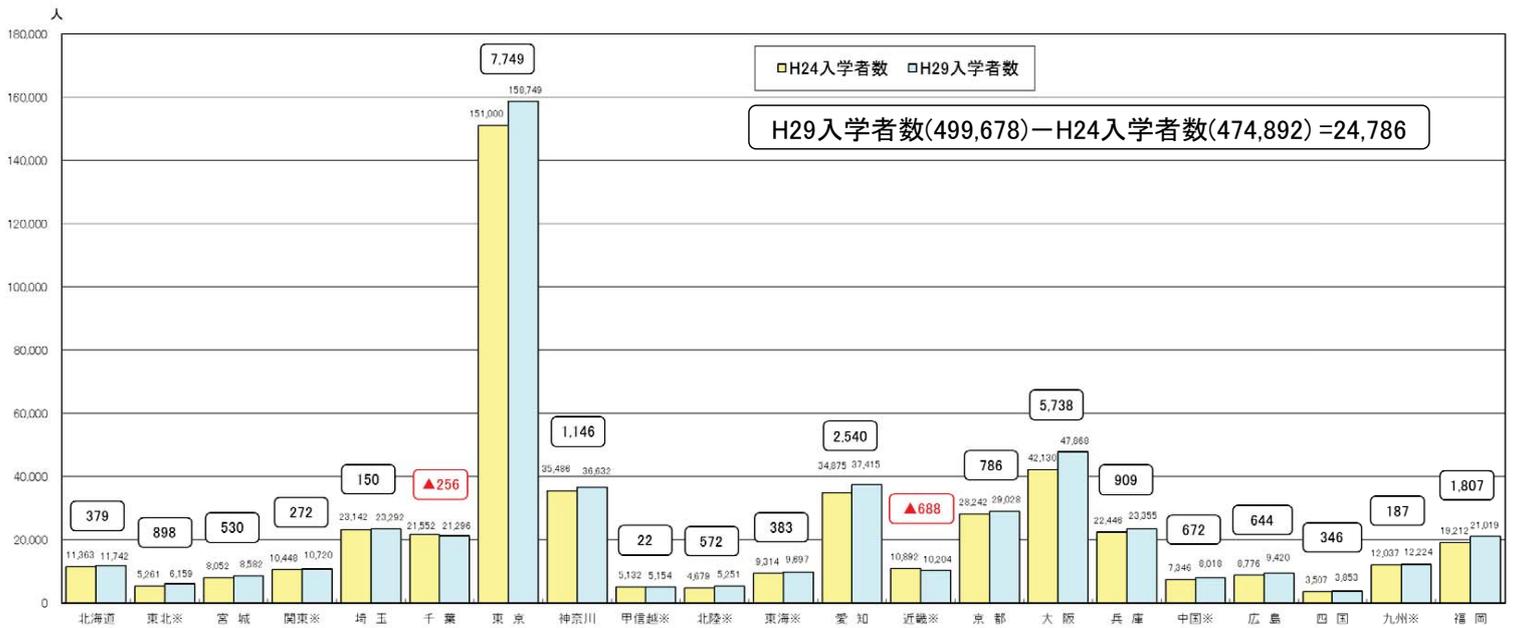
(注)短大数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

5

地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)

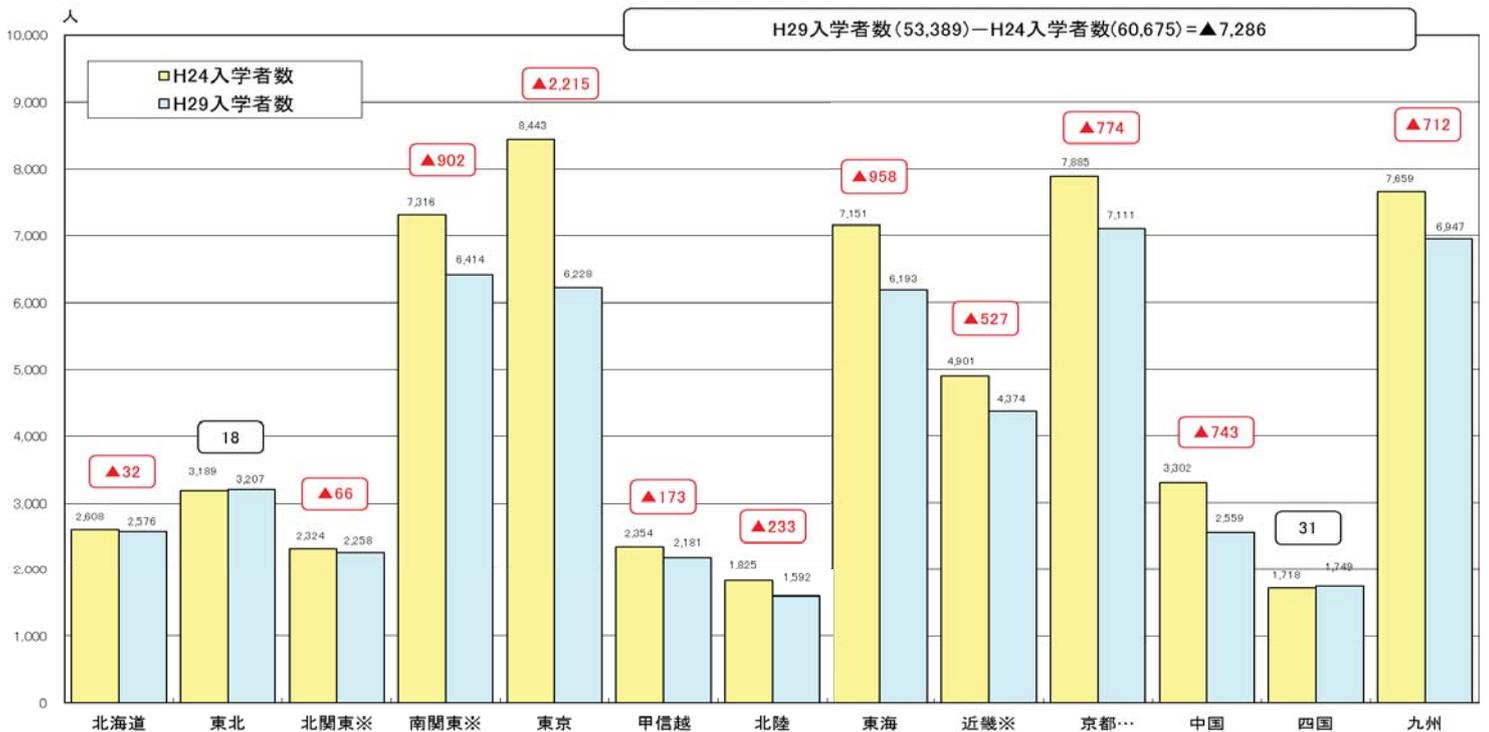


※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

6

地域別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)

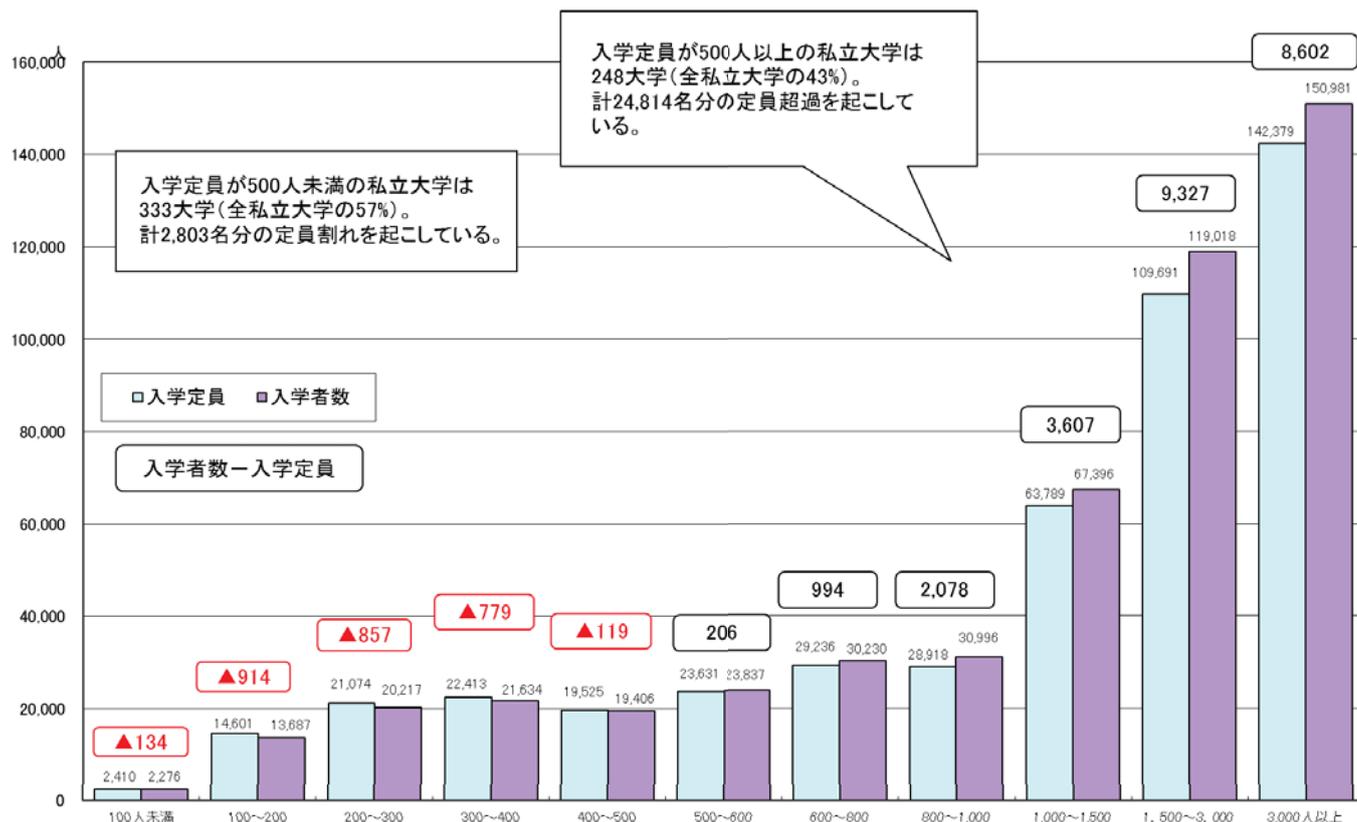


※北関東(茨城、栃木、群馬県)、南関東(埼玉、千葉、神奈川県)、近畿(兵庫、滋賀、奈良、和歌山県)

(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

7

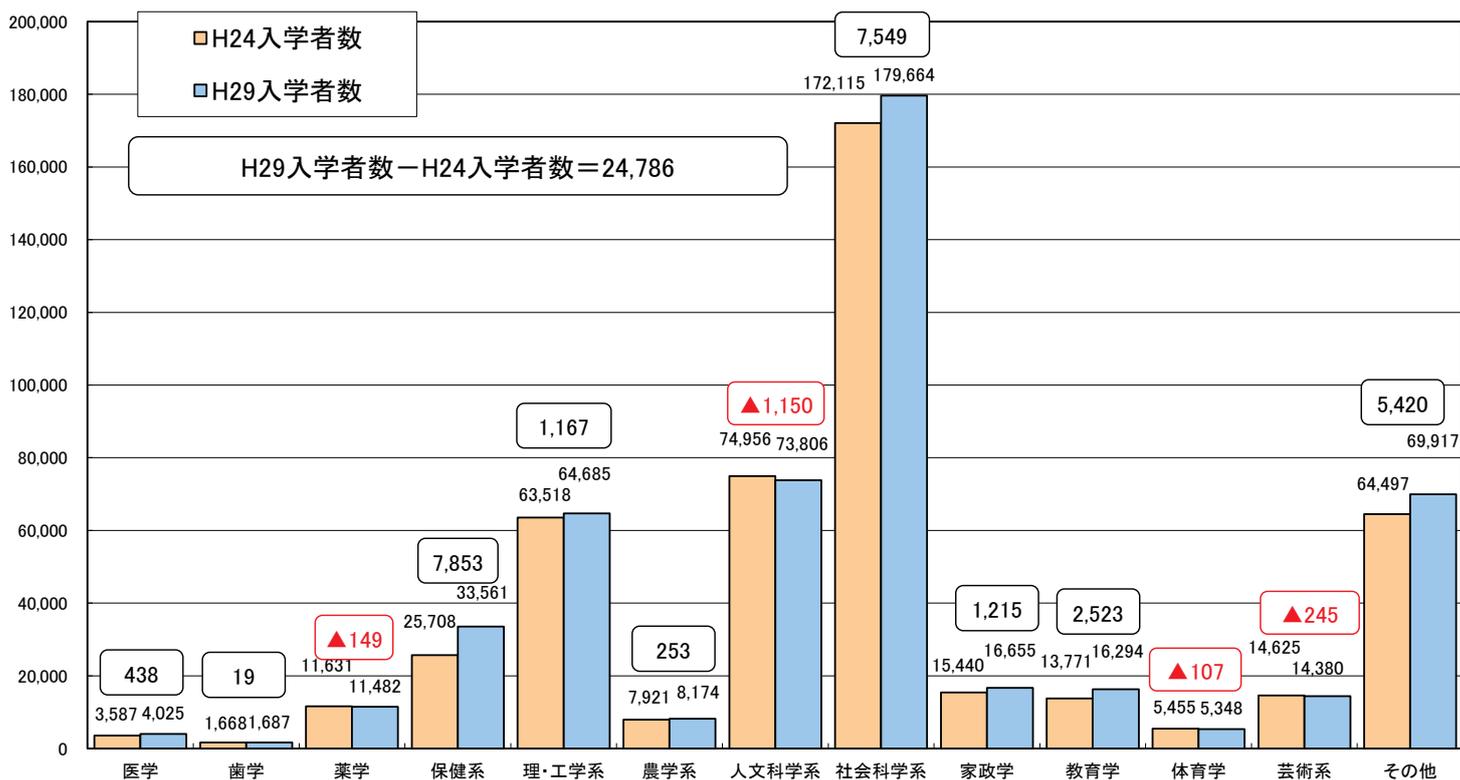
規模別の入学定員、入学者数等(平成29年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

8

学部系の入学者数(5年前との比較、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

9

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

○高等学校の収支状況

（単位：億円）

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
集計学校数	a	1,290	1,273	1,272	1,279	1,244	1,263	1,266	1,286	1,288	730
帰属収入	b	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833
消費支出	c	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381
帰属収支差額	d=b-c	33	▲78	▲172	59	189	134	274	275	554	452
帰属収支差額比率	e=d÷b	0.3%	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%
帰属収支差額がマイナスの学校数	f	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
帰属収支差額がマイナスの学校数	f	670	701	693	625	578	599	546	553	521	544/1,290
割合	g=f÷a	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%

○大学の収支状況

（単位：億円）

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
集計学校数	a	561	572	577	586	579	592	588	591	592	596
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	179	194	229	230	227	250	208	215	219	243
割合	g=f÷a	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%	40.8%

○短期大学の収支状況

（単位：億円）

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
集計学校数	a	404	380	376	371	358	353	335	337	333	324
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲1	▲59	▲125	▲129	▲83	53	▲45	▲35	2	▲59
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.0%	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	212	203	227	223	207	193	189	170	187	184
割合	g=f÷a	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%

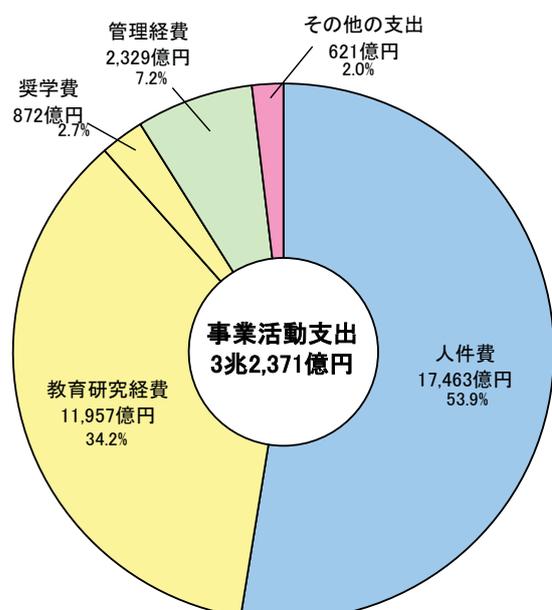
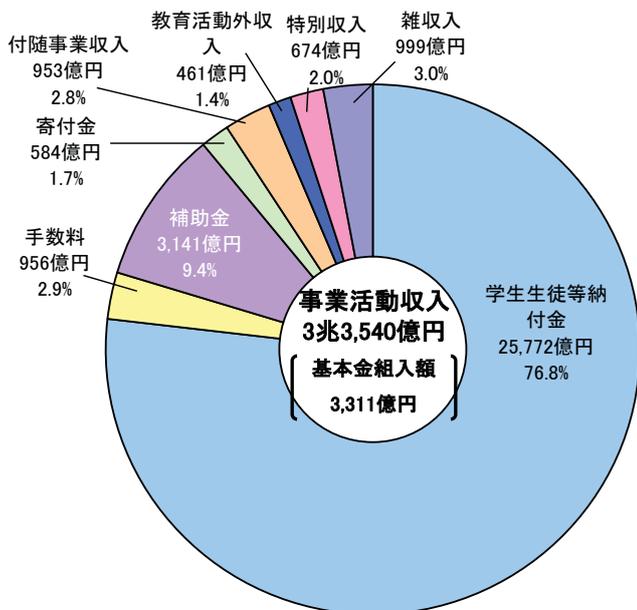
○ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（事業活動収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

（※）出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入（帰属収入）の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の事業活動収支差額（帰属収支差額）が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

10

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

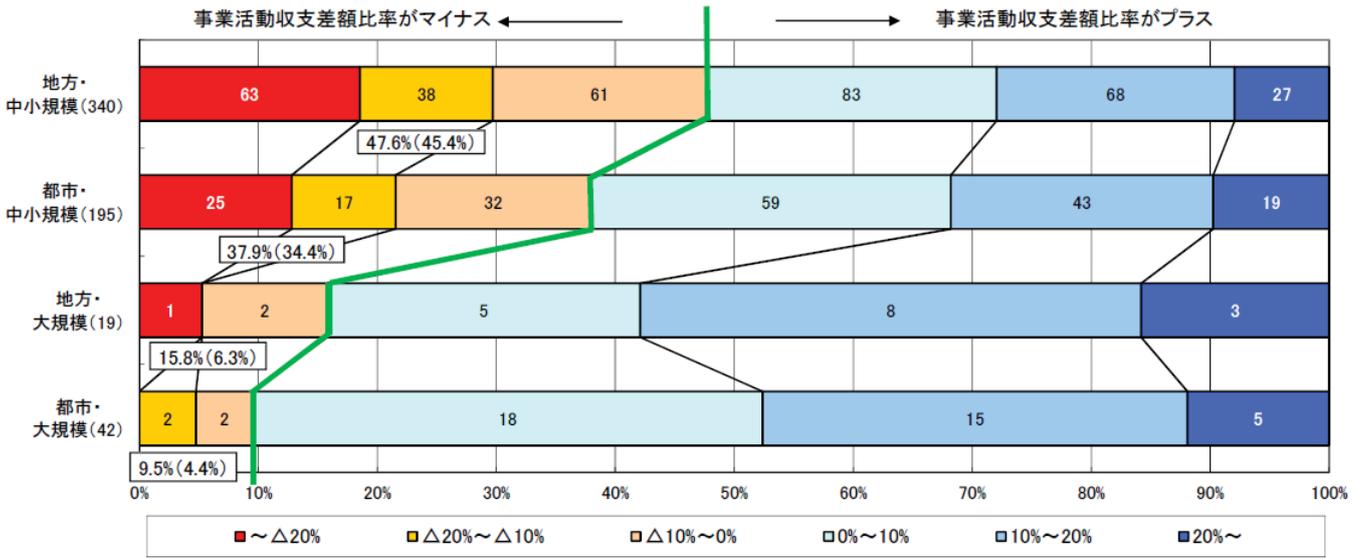
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額、過年度修正額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※596大学の事業活動収支計算書を集計
※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成28年度版）」

事業活動収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 事業活動収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
 ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



事業活動収支差額比率：事業活動収入と事業活動支出の差額(基本金組入前当年度収支差額)の事業活動収入に対する比率であり、単年度の収入と支出のバランスを全体的に把握するための指標。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外

- ・大規模：在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ □ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で()は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	340	57.0	604,065	29.5
都市・中小規模	195	32.7	414,238	20.2
地方・大規模	19	3.2	275,205	13.4
都市・大規模	42	7.1	756,460	36.9
計	596	100.0	2,049,968	100.0

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成28年度版)」

Ⅱ. 文部科学省による私学振興の取組について

平成30年度 私学助成関係予算要求の概要 ~私立学校の特徴強化・改革の加速化に向けた推進~

平成30年度要求・要望額：4,769億円(+480億円)

私立大学等経常費補助 3,283億円(+130億円)

- (1)一般補助 2,733億円(+44億円)
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施
- (2)特別補助 550億円(+86億円)
2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重層的に支援
- 私立大学等改革総合支援事業 189億円(+13億円)
(上記の一般補助及び特別補助の内数)
教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援
- 私立大学研究ブランディング事業 67億円(+12億円)
(上記の特別補助の内数)
学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学等を重点的に支援
- 若手研究者等への支援 36億円(+7億円)
(上記の特別補助の内数)
知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行う大学等を重点的に支援
- 経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 164億円(+62億円)
(上記の特別補助の内数)
経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実。特に、優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げを行い、高等教育を受ける機会保障を強化

私立大学等教育研究活性化設備整備事業 13億円(前年度同)

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

<参考：給付型奨学金制度の本格実施>
平成30年度からの本格実施を確実かつ安定的に実施する。
【国公立】(自宅)2万円、(自宅外)3万円 【私立】(自宅)3万円、(自宅外)4万円
※国立で授業料減免を受けた場合：(自宅)支給しない、(自宅外)2万円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,057億円(+35億円)

- (1)一般補助 878億円(+11億円)
都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援
◆幼児児童生徒1人当たり単価の増額 等
- (2)特別補助 152億円(+24億円)
私立高等学校等の特色ある取組を支援
◆ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実
◆障害のある幼児の受入れや長時間・長期休業中等の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等
- (3)特定教育方法支援事業 27億円(前年度同)
特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 406億円(+303億円)

- (1)耐震化等の促進 283億円(+233億円)
◆学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援
◆学校施設のユニバーサルデザイン化を支援
- (2)教育・研究装置等の整備 123億円(+70億円)
教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援
- 私立高等学校等ICT教育等設備整備推進事業 26億円(+14億円)
(上記の教育・研究装置等の整備の内数)
私学の特色を活かしつつ、コンピューターやインターネット等を活用した教育等を推進するため、ICT教育等設備の整備を支援する。
- ※ほかに、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 640億円
[うち財政融資資金 317億円]

私学助成改革推進委託事業 11億円(新規)

経営強化に向けた連携方策や私立大学におけるリカレント教育の推進、私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施

平成30年度概算要求(私立大学等関係予算)のポイント

私立大学等経常費補助 3,283億円(3,153億円)

<このほか、私立大学等教育研究活性化設備整備費 13億円(13億円)> ※括弧内は29年度予算額。

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上に取り組む私立大学等や地域に貢献する私立大学等に対する支援、高等教育へのアクセス格差の是正等に向けた支援を強化する。

一般補助【2,733億円(2,689億円)】 ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約83%
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。また、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施する。

特別補助【550億円(464億円)】
2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重層的に支援する。

○私立大学等改革総合支援事業 189億円(176億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数
教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

○私立大学研究ブランディング事業 67億円(55億円) ※上記の特別補助の内数
学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学等を重点的に支援する。

○若手研究者等への支援 36億円(29億円) ※上記の特別補助の内数
知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行う大学等を重点的に支援する。

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 164億円(102億円) ※上記の特別補助の内数
経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げを行い、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
(減免対象人数：約1.5万人増(29年度：約5.8万人 → 30年度：約7.3万人))

<復興特別会計>

○被災私立大学等復興特別補助 13億円(18億円)
東日本大震災により被災した大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

私立大学等改革総合支援事業

平成30年度要求・要望額
189億円(176億円)

※括弧内は29年度予算額

○ 教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(50~100グループ)

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき選定
- スタートアップ型(体制の整備状況を評価)と発展型(中長期計画の実施状況を評価)の2層で支援



タイプ2「産業界との連携」(60校)

産業界と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 複数企業との長期インターンシップ
- 実用化、事業化を目指した取組
- 共同研究、受託研究 等

タイプ3「他大学等との広域・分野連携」(60校)

国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究支援

- 特定分野の教育プログラム、教材の共同開発
- 共同研究の実施
- 学生の受入れ、派遣 等

※タイプ5に申請する場合は、当該地域内の大学等との連携は対象外

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化等、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定

タイプ1「教育の質的転換」(240校)

全学的な体制での教育の質的向上に向けた取組を支援

- OSD、FDの実施状況
- アクティブ・ラーニングによる授業の実施
- オフィスアワーの設定
- 教育改革に対する学内予算措置 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィサーの配置等による入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援(タイプ1~4は新規採択校のみ)

16

私立大学研究ブランディング事業

平成30年度要求・要望額 96億円
[施設・装置:13億円 設備:16億円 経常費:67億円]
※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む
平成29年度予算額 79億円 [施設・装置:11億円 設備:13億円 経常費:55億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

【事業イメージ】

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学(三大都市圏以外に所在)又は中小規模大学(収容定員8,000人未満)に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定: 50~60校程度(前年度同程度)

【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況(学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制)
- 全学的な研究支援体制の整備状況(研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度)
- ブランディング戦略(独自色の整理、効果的な情報発信手段・内容の検討)

【事業内容】

- 事業目的(現状・課題の分析、事業目的と大学の将来ビジョンとの整合性)
- 期待される研究成果(本事業の趣旨との整合性)
- ブランディング戦略(打ち出そうとする独自色、ブランディングの工程)等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置(1校当たり年額2,000~3,000万円程度)
- ・補助対象事業費の下限額:施設・装置1,000万円、設備500万円

17

○18歳人口の急激な減少を見据え、スピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム(イメージ)

対象期間：平成32年度(2020年度)までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち**最大100校程度**

※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。)、収容定員2,000人以下
※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

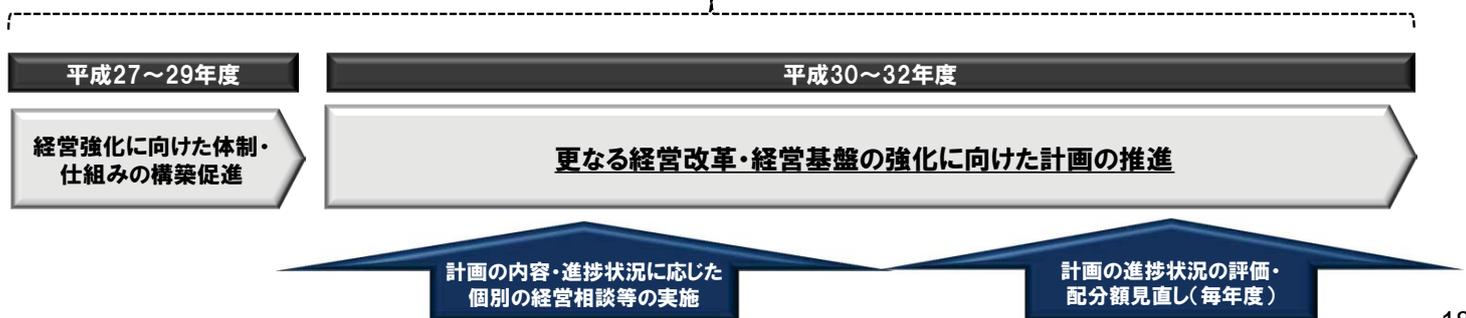
選定・配分：更なる**経営改革・経営基盤の強化に向けた計画の内容及び実施状況を審査・選定するとともに、評価結果に応じて傾斜配分**
毎年度の計画の進捗状況を確認し、評価により配分額を見直し(30~32年度の3年間の継続支援を予定)

【タイプA(経営強化型)】収容定員充足率：80~99% 選定率(目安)：50%程度

【タイプB(経営改善型)】収容定員充足率：50~80% 選定率(目安)：70%程度

※社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施
※学校種や規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

私立大学等経営強化集中支援期間



18

私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度要求・要望額：164億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

ポイント

- 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、**優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げ**を行い、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
- 減免対象人数を約**1.5万人増**(平成29年度：約5.8万人 → 平成30年度：約7.3万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象：経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法：**家計基準300万円未満**の学生に対する授業料減免等 所要経費の**2/3**以内で支援。
(家計基準300万円以上(注)の学生に対する授業料減免等 所要経費の**1/2**以内で支援。)

(注)家計基準300万円以上の学生に対する授業料減免については、より修学困難な学生を支援対象とできるよう、

(独)日本学生支援機構の無利子奨学金における貸与基準(※)も参考に予算編成過程で検討予定。

※自宅通学・4人世帯・家計支持者が給与所得者の場合は637万円(共働き世帯については双方の収入)



2. 各大学における特色ある経済的支援策

- (1) 卓越した学生への経済的支援
成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。特に、優秀な博士課程学生に対する授業料減免を実施している私立大学等への支援を充実。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)
- (2) 学内ワークスタディ
教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)
- (3) 産学合同スカラーシップ
産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。【上記164億円の内数】)
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。【13億円の内数】)

19

平成30年度概算要求(私立高等学校等経常費助成費等補助)のポイント

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

私立高等学校等経常費助成費等補助

1,057億円(1,022億円)

1. 一般補助

【878億円(867億円)】

- 幼児児童生徒1人あたり単価の増額(+1.2%)。

2. 特別補助等

【179億円(155億円)】

- ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実。【36億円】
- 障害のある幼児の受入れ(幼稚園等特別支援教育経費)【64億円】、長時間・長期休業中等の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等【49億円】の充実。
- 過疎高校【2億円】、授業料減免【2億円】、特別支援学校等【27億円】に対する支援を引き続き実施。

20

私立高等学校等経常費助成費等補助の概要

平成30年度要求・要望額 1,057億円(1,022億円)

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

私立高等学校等経常費助成費補助金

- 一般補助 878億円(867億円)
都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助。
- 特別補助 152億円(128億円)
 - 幼稚園等特別支援教育経費 <64億円(60億円)>
都道府県が、障害のある幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
 - 教育改革推進特別経費 <85億円(65億円)>
都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
 - ①教育の質の向上を図る学校支援経費(ICTを活用した教育の推進、外部人材の活用等)：36億円
 - ②子育て支援推進経費(長時間・長期休業中等の預かり保育、子育て支援活動)：49億円
 - 過疎高等学校特別経費 <2億円(2億円)>
都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
 - 授業料減免事業等支援特別経費 <2億円(2億円)>
私立の高等学校等が、生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
(高等学校は、平成22年度から家計急変のみ国庫補助)

私立高等学校等経常費補助

- 特定教育方法支援事業 27億円(27億円)
特別支援学校等の特定の教育分野について、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

21

私立学校施設・設備の整備の推進

() は 29 年度予算額、[] は 28 年度第 2 次補正予算額

1 億円]	平成 30 年度要求・要望額	406 億円 (102 億円)	[301 億円]
	私立学校施設整備費補助金 (他局計上分含む)	341 億円 (60 億円)	[301 億円]
	私立大学等研究設備整備費等補助金	52 億円 (29 億円)	
	私立学校施設高度化推進事業費補助金	13 億円 (13 億円)	
	<他に、財政融資資金 317 億円 (317 億円)> ※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。		

1. 耐震化等の促進

283 億円 (49 億円) [301 億円]

- 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築 (建替え) 事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援。
- 学校施設のユニバーサルデザイン化を支援。

耐震改築 (建替え) 事業	190 億円
耐震補強事業	71 億円
その他耐震対策事業 (非構造部材等、利子助成)	22 億円



熊本地震において、耐震化未完了の建物には甚大な被害

2. 教育・研究装置等の整備

123 億円 (53 億円)

- 各学校の個性・特色を活かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。



【自動ペプチド合成機】
筋疾患に対する統合創薬



【プロジェクター等による学習支援システム】
能動的な学習を促す環境整備

22

私立学校施設の耐震化等防災機能強化

平成 30 年度要求・要望額 283 億円 (平成 29 年度予算額 49 億円)
<平成 28 年度第 2 次補正予算額 301 億円>

熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急に見直しを図るため、私立学校施設の耐震化を一層促進することが必要。

【内容】

学校施設の耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築 (建替え) 及び耐震補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に支援。

私立学校施設の耐震化については、耐震化率(*)が高校等で約 89%、大学等で約 90%と、耐震対策が大幅に遅れている状況。

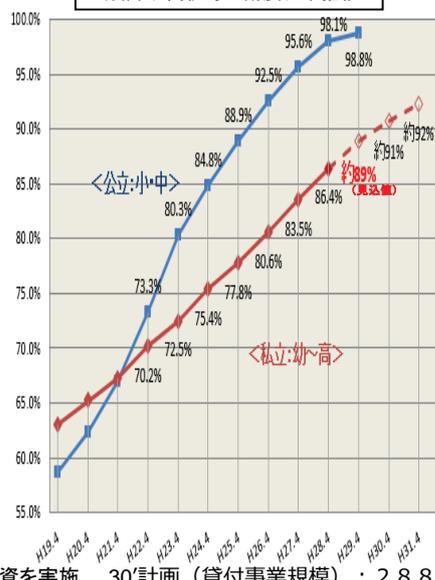
(*)高校等は平成 28 年 4 月現在の値からの見込値、大学等は平成 29 年 4 月現在の速報値

◆ **耐震改築 (建替え) 事業** 190 億円
(28'第 2 次補正予算額: 195 億円、29 予算額: 22 億円)
(補助率: 大学 1/2 高校等 1/3)

◆ **耐震補強事業** 71 億円
(28'第 2 次補正予算額: 101 億円、29 予算額: 19 億円)
(補助率: 大学 1/2
高校等 1/3 [Is 値 0.3 未満の場合 1/2])

◆ **その他耐震対策事業** 22 億円
(28'第 2 次補正予算額: 5 億円、29 予算額 9 億円)
(非構造部材等、利子助成)

幼稚園・高校等の耐震化率推移



大学等の耐震化率推移



※この他に、日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施 30'計画 (貸付事業規模): 288 億円
※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

23

背景・課題

- 2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会が急激に変化するなか、現在、全学生の7割を超える学生を受け入れている私立大学の教育研究の一層の充実の必要性や経営困難校の顕在化などの課題の指摘。
- 「骨太の方針2017」においても、社会全体で人材投資を抜本強化するための在り方の検討や、大学教育の質の向上を図るため、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開等を推進することや、経営力強化のための取組の促進等が掲げられており、私学助成をより効率的・効果的に配分するための検証の仕組みの構築が喫緊の課題。

対応・内容

【対応】

- 私学助成を通じた私立学校への効率的・効果的な支援等を行うため、経営強化に向けた連携方策や私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施するとともに、私立大学等改革フォーラムを開催し、好事例の展開、政策の定着を図る。

【内容】

○私学助成改革推進委託 11億円

本事業で得られた成果を私学助成の配分方法や制度等に反映し見直すことにより、私立学校への効率的・効果的な支援等に繋げる。

(主な調査研究テーマ)

- ・私立大学の経営強化に向けた連携方策に係る調査研究
- ・私立大学のリカレント教育推進に係る調査研究
- ・私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に係る調査研究
- ・各都道府県の私立高等学校等に対する支援の実態調査

○私立大学等改革フォーラムの開催等 0.1億円

24

私学助成における定員管理の適正化について

1. 基本的考え方

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在籍する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされており、各大学においては、**学生定員に対する在籍学生数の割合(「定員充足率」)**を1.0とすることが原則として求められる。
- また、「まち・ひと・しごと総合戦略」(平成26年12月27日 閣議決定)においては、「**大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る**」とされている。
- 現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ(平成26年度の私立大学の状況)、そのうち**約8割(約3万6千人)が三大都市圏に集中**。特に、収容定員4,000人以上の**大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割**(全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人)と**顕著**。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、以下の措置を講じる。

2. 具体的方策

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に**私学助成を全額不交付とする基準を厳格化**するとともに、**入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入**することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

大学規模		大学規模			※各年度における基準		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)			
入学定員充足率							
27年度まで	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上		28年度	1.17倍以上	1.27倍以上
強化策 (案)	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化(※))	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上	29年度	1.14倍以上	1.24倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超	30年度	1.10倍以上	1.20倍以上

なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95~1.0倍とした場合に私学助成を上乗せするインセンティブ措置を新たに導入(平成31年度に措置)。

3. 具体的方策による効果

- これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、抑制される定員超過学生(約1万6千人)のうち、**三大都市圏において約1万4千人(88.6%)、東京圏において約1万1千人(65.7%)の超過入学者が抑制**されることが見込まれる。

25

学校法人に係る税制の概要

《学校法人に対する優遇措置》

国税	法人税	【教育研究事業】 非課税
		【収益事業】 課税 軽減税率 19% (株式会社等の場合、税率23.4%) ※みなし寄附金の特例 (収益事業所得の教育研究事業への支出) 収入の50% (当該金額が年200万円未満の場合は200万円) まで損金算入可能 (通常の公益法人等は20%) ※収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税 (利子、配当所得等)、登録免許税 (目的外不動産を除く)、印紙税 (無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に作成されるものについて適用。)
地方税		非課税 住民税、事業税、事業所税 (収益事業に係るものを除く)、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税 (目的外不動産等を除く)

《学校法人に対する寄附に係る優遇措置》

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国税	【税額控除額】 (平成23年度改正) (寄附金額 - 2千円) × 40% (所得税額の25%が限度額)	
	地方税	【所得控除額】 寄附金額 - 2千円 (総所得の40%が上限) ☆	【損金算入限度額】 資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25% × 1/2
	地方税	【税額控除額】 (寄附金額 - 2千円) × 10% (総所得の30%が上限) ☆	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附 (受託者指定寄附金)		(☆に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

(※1) 次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人
 ① 經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること
 ② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。
 (1) 実績寄附者数に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。
 (2) 実績寄附者数に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(イ)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。
 (ア) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 5000 ÷ 定員等の総数 (当該総数が500人未満の場合は500)
 (イ) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 1億 ÷ 公益目的事業費用等の合計額 (当該合計額が1千万円未満の場合は1千万)
 (ウ) 寄附金額が年平均30万円以上
 (※2) 税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

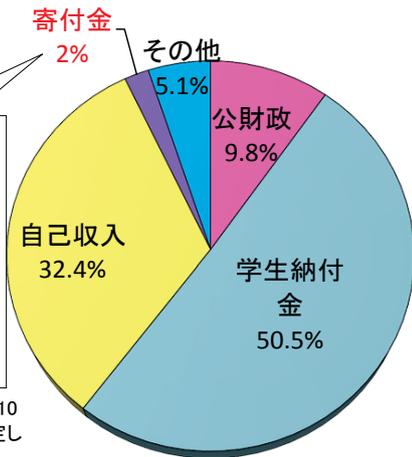
最近の税制改正

- 一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の税額控除の導入 (平成23年度～)
- 学校法人の定員・事業規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和 (定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～)
- 無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係る印紙税の非課税措置の創設 (平成28年度～)
- 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充 (平成29年度～)
- 現物寄附へのみなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例について、適用対象を都道府県知事所轄学校法人に拡大 (平成29年度～)

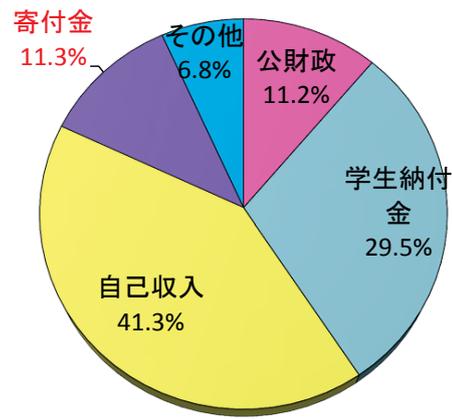
日本の私立学校の寄附の状況について

日本とアメリカの私立大学の全収入に占める寄附金の割合を比較してみると、日本の私立大学はアメリカの私立大学の1/5程度となっており、伸びる余地は十分にあります。

日本の私立大学法人



アメリカの私立大学



仮にアメリカと同程度の割合(約1割)まで拡充した場合…
**私立大学全体で約7,205億円
 の収入増(※)**

(※) 寄附金総収入(約1,310億円)が5.5倍になると仮定した場合の推計。

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団
 「平成28年度今日の私学財政」(平成27年度決算の大学法人)

(出典) 連邦教育省の統計(U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2015, Table 333.40)を元に作成。

	個人寄附	法人寄付
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円
独国(2005年)	6160億円	NA

特に、我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。

学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**
- 寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

所得控除

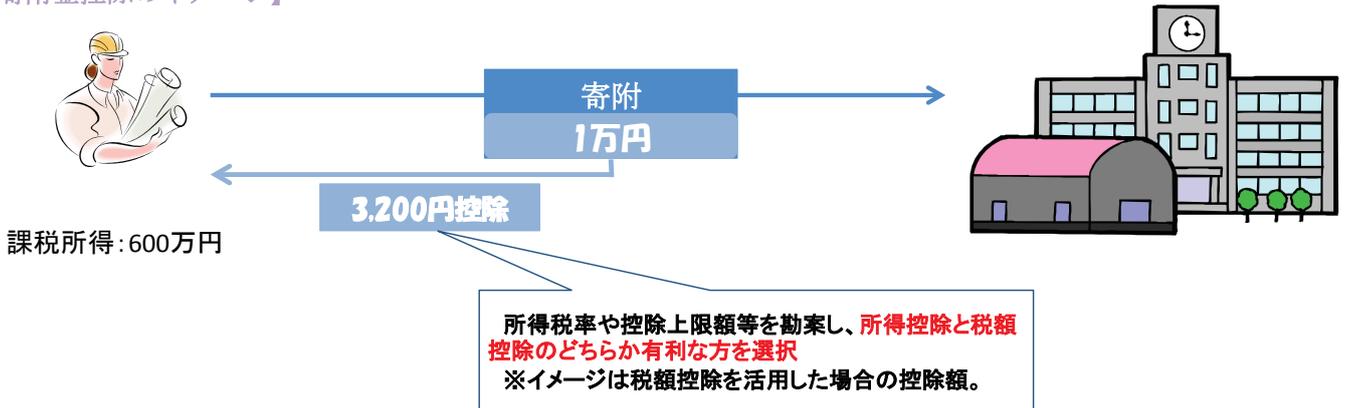
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除。**

税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円)×40%**を直接控除。

※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率＝所得税額

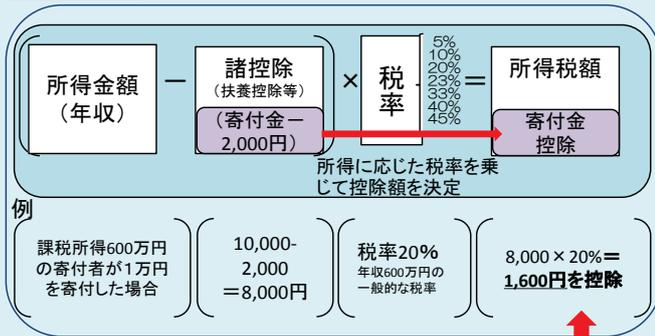
【寄附金控除のイメージ】



所得控除と税額控除の違い

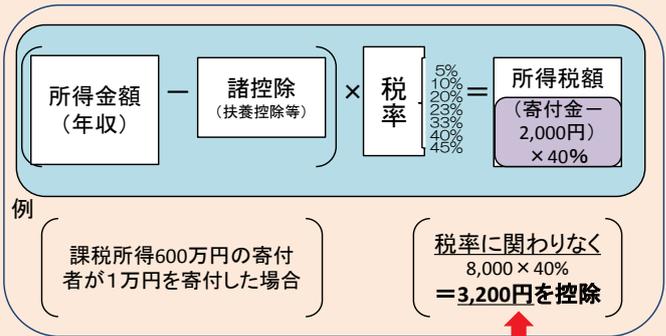
◇所得控除

各寄附者の所得に応じた**税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定。**



◇税額控除

各寄附者の**所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の約4割を控除。**



所得税率が高くない場合は、税額控除を選択した方が控除割合が高く、有利な場合が多い。

【控除限度額】

寄附金支出額が、**総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。**



【控除限度額】

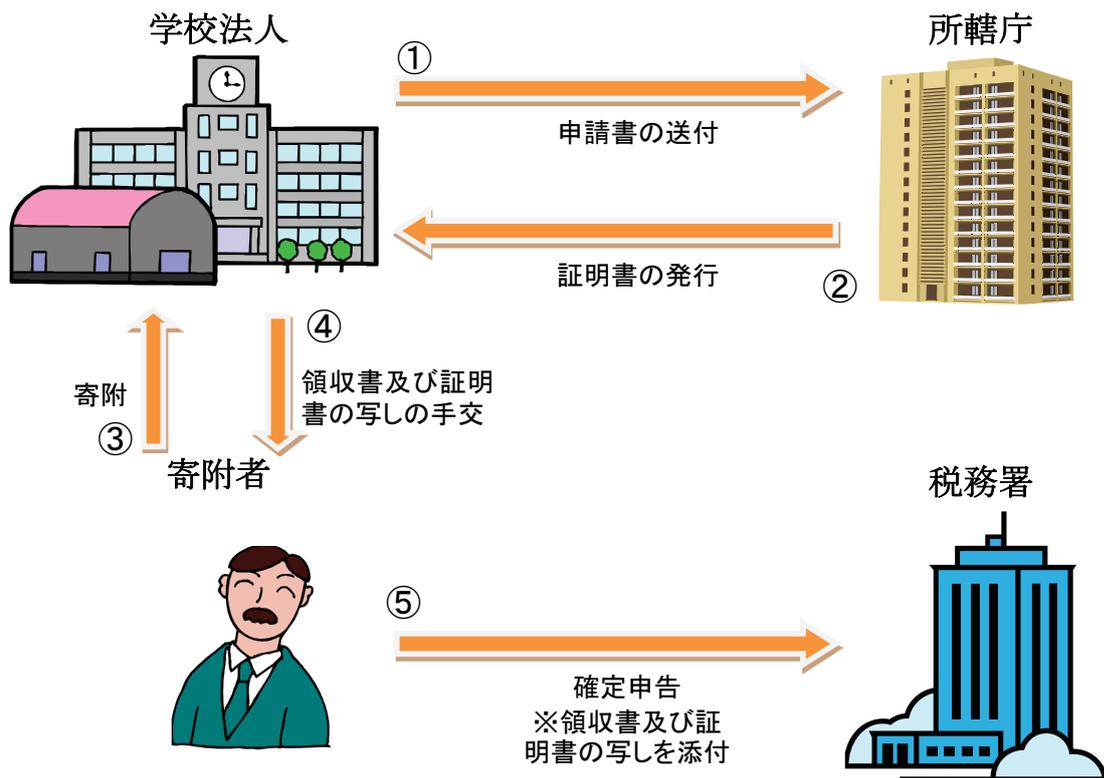
控除対象額は、**所得税額の25%を限度。**



高額な寄附を行う場合は、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。

寄附金控除の流れ（イメージ）

○ 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、寄附金控除を受けるための流れのイメージは以下のとおりです。

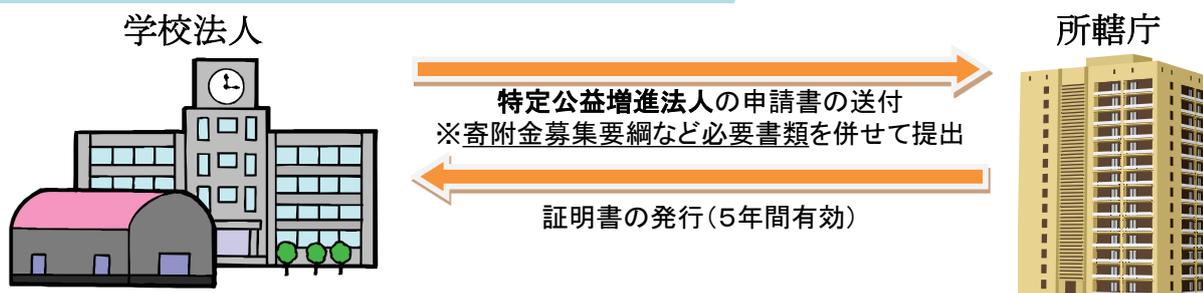


30

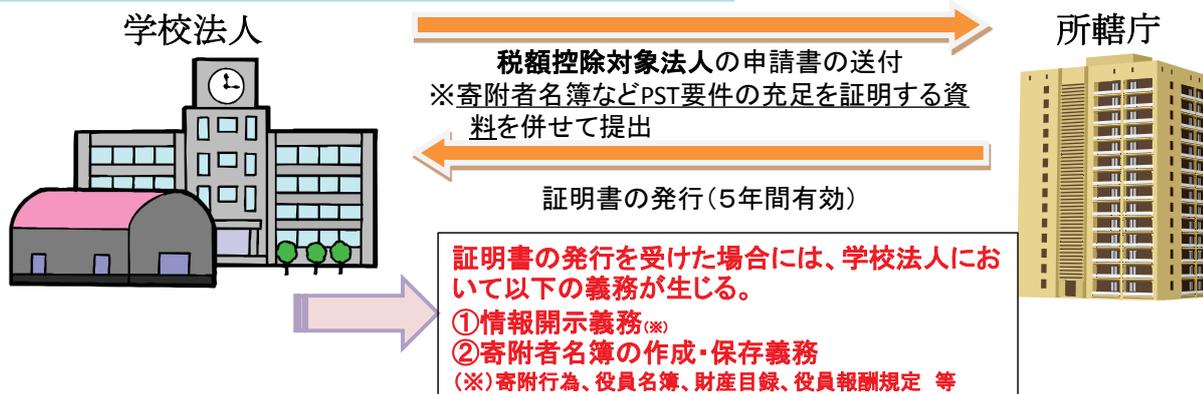
寄附金控除の活用するために学校法人に必要な手続き

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、**寄附金控除を受けるためには**、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び**当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要**となります。
- 所得控除、税額控除を活用するために学校法人に必要な手続きは各々以下のとおりです。

所得控除を活用するために必要な学校法人の手続き



税額控除を活用するために必要な学校法人の手続き



31

税額控除の要件(PST要件)の緩和について①

- 税額控除は寄附者にとって所得控除よりも有利に働く場合も多い制度ですが、寄附を受ける学校法人が寄附実績に係る一定の要件を満たすことが必要で、従来、寄附実績の少ない小規模な学校法人をはじめとして、活用が困難な状況にありました。

平成26年度までのPST要件(※PST要件:パブリック・サポート・テスト要件)

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上

平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。
結果として…

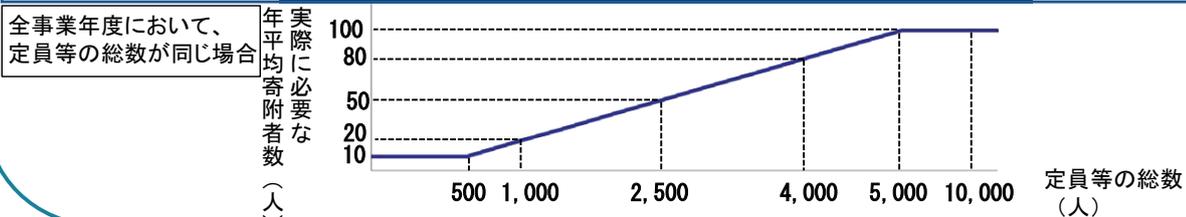
寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなりました。

緩和後のPST要件

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数(当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上



32

税額控除の要件(PST要件)の緩和について②

- 公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する税制改正を平成28年度に行いました。

平成28年度税制改正内容のイメージ

平成27年度までのPST(パブリック・サポート・テスト)要件

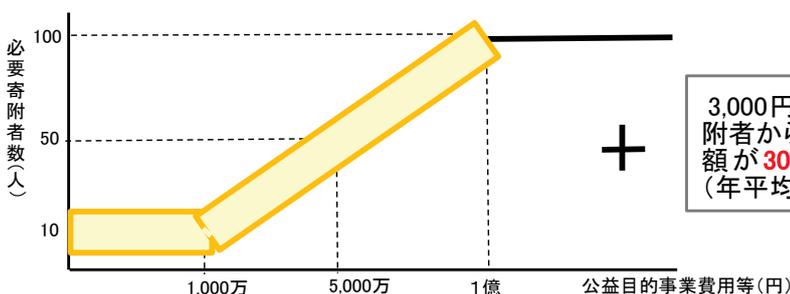
法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

- 要件① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
- 要件② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上

平成28年度税制改正後のPST要件

各事業年度の**公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等**※
について、要件②を次のように緩和

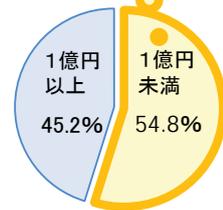
$$\text{要件②の寄附者数(最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



3,000円以上の寄附者からの寄附金額が**30万円以上**(年平均)

半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用



平成26年公益法人に関する概況(平成27年7月内閣府)

- ※ 公益法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。
公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。

33

学校法人への寄附の状況について

- 大学を設置する学校法人への寄附金は増額傾向にあり、特に税額控除対象法人において、個人からの現金寄附額が大きく伸びている。

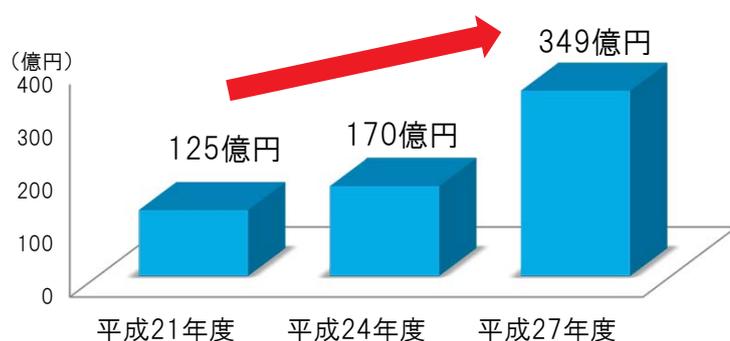
■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
寄附金収入額	1,317 億円	1,343 億円	1,378 億円	1,169 億円	1,390 億円	1,934 億円	1,344 億円

※ H26の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成26年版及び平成28年版)」より文科省作成

■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



<個人現金寄附額の増加率の比較>

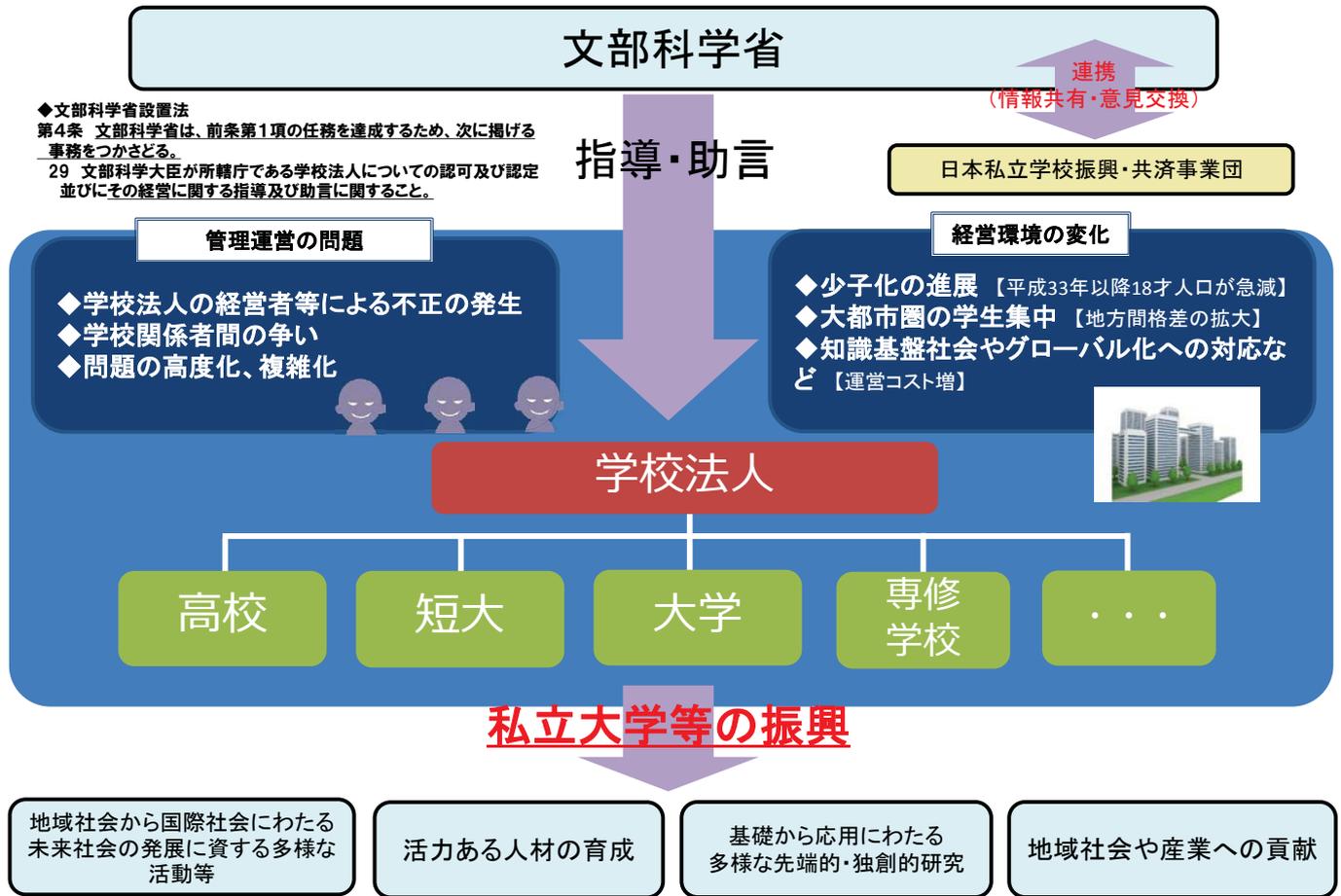
全法人 (H21:193億円→H27:396億円)	205%
税額控除対象法人 (H21:125億円→H27:349億円)	280%

※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。
 ※ 27年度における税額控除対象法人について、当該法人の21年度、24年度、27年度の寄附金額を比較したもの。

34

Ⅲ. 学校法人運営の適正化について

学校法人に対する指導・助言について



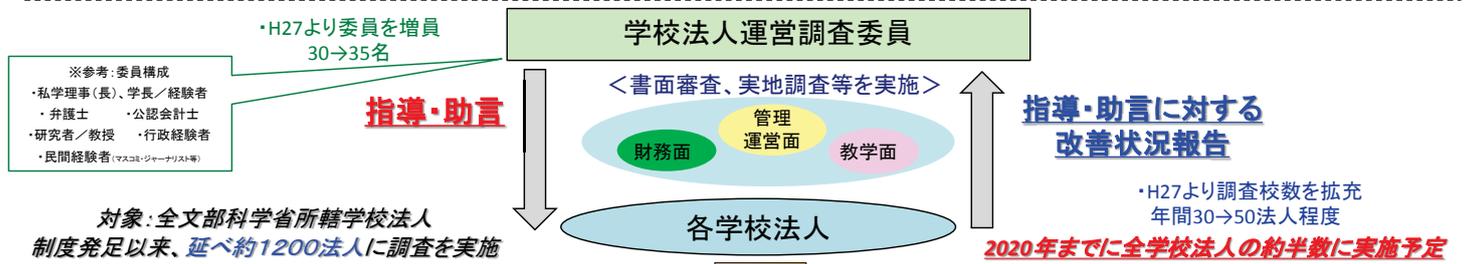
36

学校法人経営に係る文部科学省の取組

◆学校法人運営調査

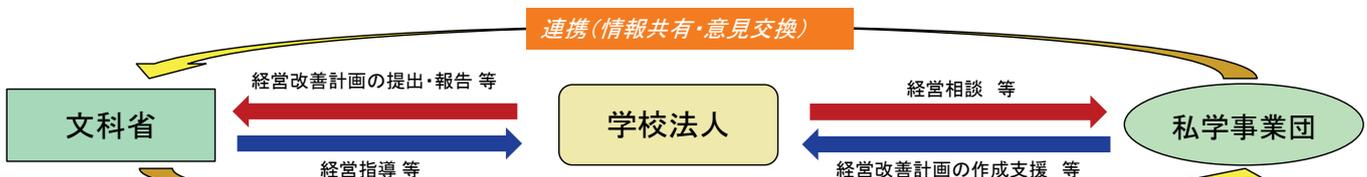
学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

- ・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)
- 第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。
- 4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。



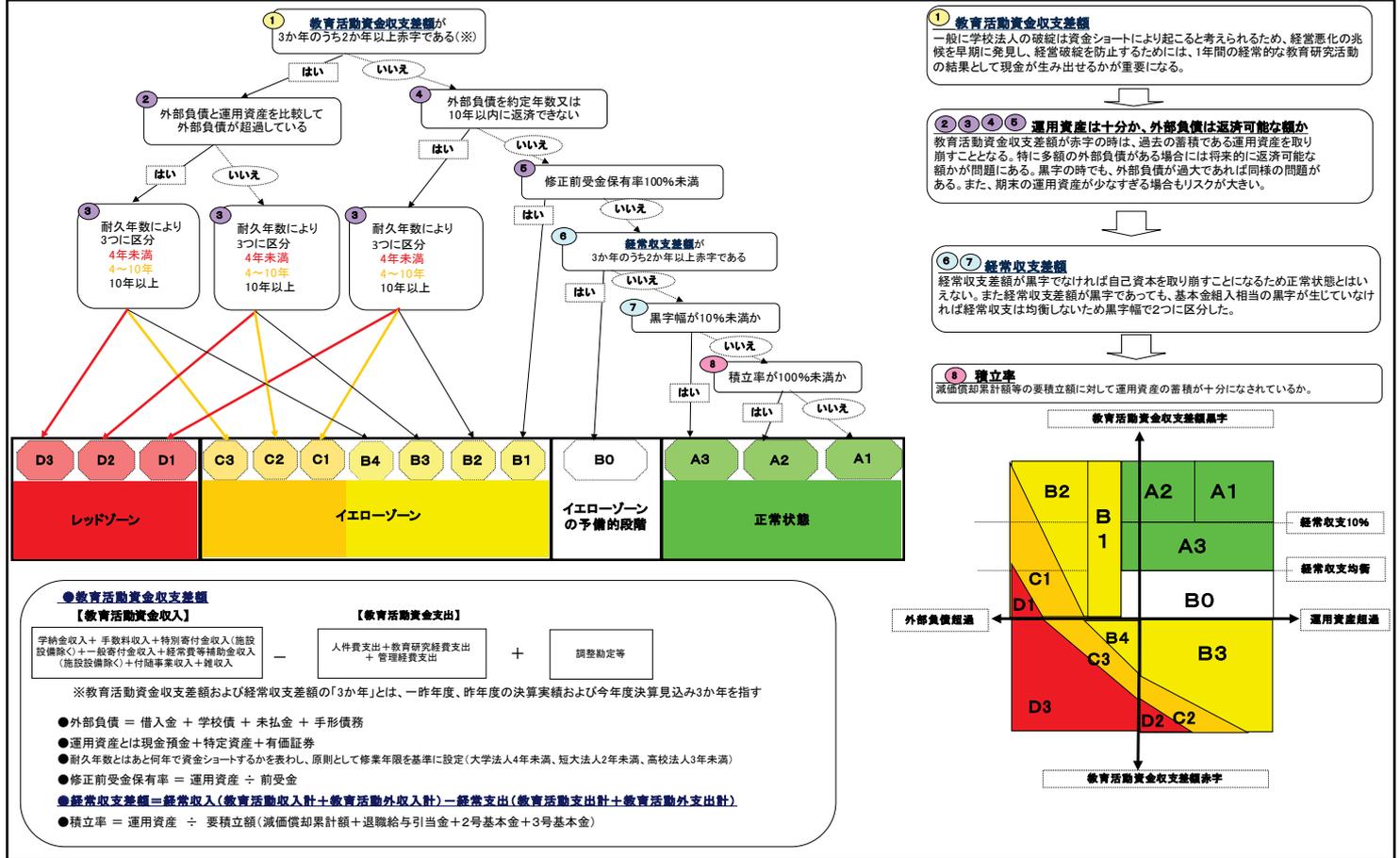
◆経営状況の改善・指導

経営状況の特に厳しい学校法人については、ヒアリングの実施や、経営改善計画(5カ年)の作成など、毎年度、改善状況の報告を求めるとともに、経営状況が改善するまで個別に指導を継続。



37

○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) H27年度～



近年の学校法人運営調査における主な指摘事項(1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会/評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け/届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
諸規程の整備		
・情報公開に関する規程 ・公益通報に関する規程		

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率(消費支出/学生生徒等納付金)の向上)
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮	

40

大学のガバナンス改革の推進について(概要)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ 各大学は、主体的・自律的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

大学

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある

予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持つて大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検

◆審議事項の透明化

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査

◆監事の常勤化を推進

大学評価、経営組織と教掌組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

☆制度改正を通じた支援(所要の法令改正)

☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)

☆評価、監査、大学団体等との協力

●教授会の役割の明確化

●学長補佐体制の充実

(副学長、高度専門職)等

<国立大学法人への支援>

☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)

☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

●監事機能の強化

●経営協議会の構成の見直し等

国

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

○ 学校教育法における教授会の役割（第九十三条関係）

- 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする。
- 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする。

○ 学校法人理事会と教学組織

- 理事会は、学校法人の経営に対して最終的な責任を負う。
- 理事会が教育研究に関する事項について、教学組織の意向を十分に尊重することも必要。（特に、学生の入学・卒業の審査、学位授与の審査、教員の研究業績の審査等）
- 経営事項と教学事項の調整の仕組み
 - ※ 学長だけでなく、副学長や学部長を理事とするなど理事会の構成の工夫
 - ※ 理事会と大学執行部との定期的な意見交換など

（中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」より）

42

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする

2. 国立大学法人法の一部改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- 学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- 国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- 新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

43

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について（1）

26高私参第9号
平成27年3月31日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）

保護者等関係者からの寄付金等の取扱いについては、平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」により、お知らせしているところです。

各学校法人においては、適切に会計処理が行われていることと存じますが、今般、一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が発生しました。

ついては、上記通知の趣旨を再度御理解いただき、学校法人が保護者等関係者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた寄付金等は、すべて学校法人が直接処理し、学校法人会計の外で経理することなどが無いよう、改めてお願いいたします。

また、教材料等の取扱いについても学校法人会計基準の趣旨にのっとり適切に処理されるようお願いいたします。

あわせて、新学校法人会計基準が平成27年4月1日から適用となることも踏まえ、従来からの慣行にとられることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行うほか、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すようお願いいたします。

44

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について（2）

27高私参第13号
平成27年12月24日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

学校法人における会計処理等の適正確保について（通知）

学校法人の教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等の取扱いについては、平成27年3月31日付け26高私参第9号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」により、お示ししているところです。

今般、学校法人や私立学校の諸活動に対して、在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る会計処理の実態を把握するための調査を実施したところですが、各学校法人におかれては調査に御協力いただきありがとうございました。

調査結果については、別添のとおりですので、各学校法人におかれては、下記の事項に留意し、必要に応じて取扱いの見直しを行うなど、今後とも会計処理等について適正を期すようお願いいたします。

記

1. 学校法人に対して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭等については、学校法人会計基準の趣旨にのっとり、学校法人が管理する会計帳簿に適切に記載すること。なお、会計帳簿に記載すべきかどうかについては、収受した金銭の徴収根拠や契約の実態について個別に精査した上で判断すること。
2. 教職員等が実費や経過的な金銭を徴収する場合であっても、学校法人が収受した金銭であることから、学校法人の責任において適切な会計処理を行うこと。
3. 学校法人において適切な管理がなされない場合、紛失、盗難、使途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、管理体制を確立すること。

45

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員を解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員を解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

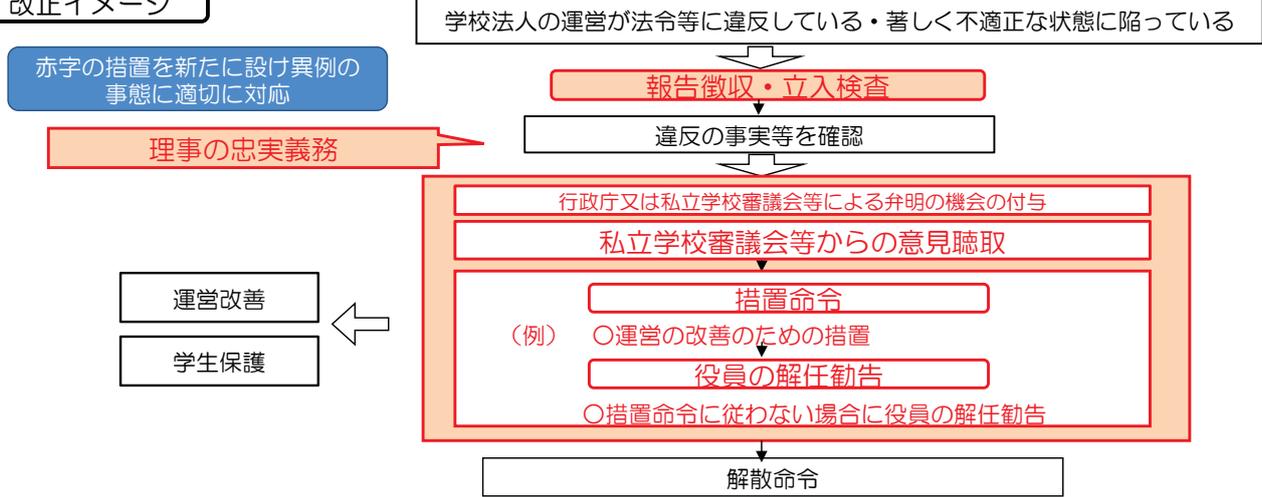
(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

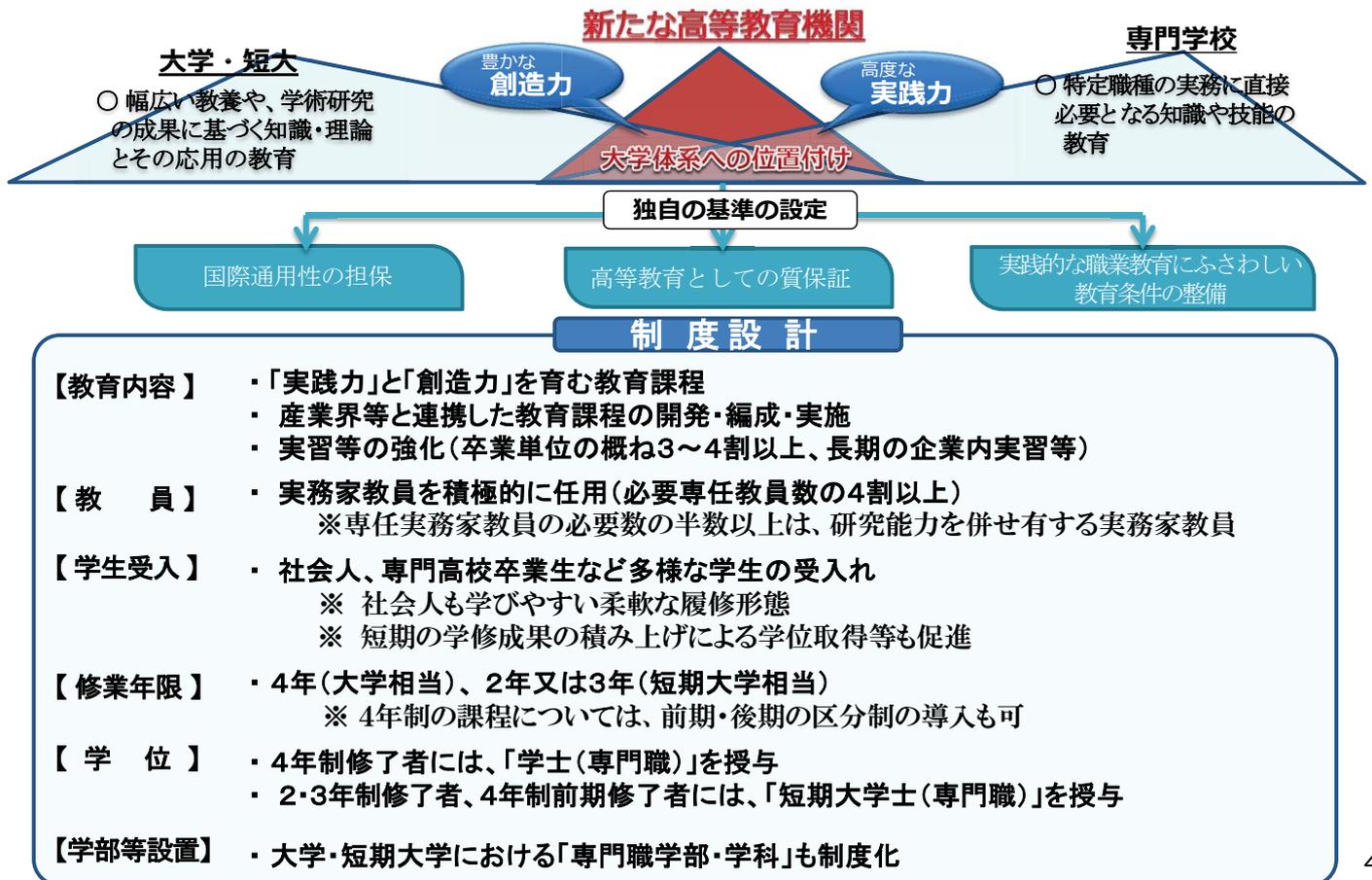
3. 改正イメージ



4. 施行期日

平成26年4月2日

IV. その他



48

学校教育法の一部を改正する法律の概要

【専門職大学・専門職短期大学】の制度化について

H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

趣旨・背景

○ 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実践力 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材 + 豊かな創造力 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕 【観光分野】: 適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】: プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

➡ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》

→ 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計[*印]

1 目的等

① 機関の目的

・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね3～4割以上、長期の企業内実習等)
* 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

② 学位の授与

・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

① 産業界等との連携

・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

② 認証評価における分野別評価

・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

① 前期・後期の課程区分

・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

② 修業年限の通算

・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

49

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定等について

基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
- ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

教育課程の編成

- ◎ 産業界と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を設定
- ① 基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
- ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
- ③ 展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
- ④ 総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

卒業要件等

- ◎ 実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。
[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。
[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
- ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習等**」による一部代替も可能とする。
- ◎ 入学前や入学後、専修学校等において一定単位数の実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

学生

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下とすることを規定。

教員

- ◎ 専任教員数については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分之一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分之一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

校地面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
- ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減らすことができることとする。

体育館等

- ◎ 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

校舎面積

- ◎ 校舎面積について、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減らすことを可能とする。

50

専門職大学・専門職短期大学の開学に向けたこれまでの経緯と今後のスケジュール(予定)

- 平成29年5月31日 学校教育法の一部を改正する法律の公布

【設置基準等の制定】

- 中央教育審議会における専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準の検討
 - ・ パブリックコメント(7月20日～8月18日)
 - ・ 中央教育審議会答申(8/23)
- 専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準の制定・公表(9月8日)

【設置認可・開設】

- 平成29年秋 専門職大学・専門職短期大学の設置認可申請の受付
(11月1日～11月30日)
 - ・ 大学設置・学校法人審議会による審査(10カ月間)
→ 答申
 - ・ 大学設置の認可
- 平成31年4月1日 法律施行 専門職大学・専門職短期大学の開設

51

我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「第4次産業革命」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である**18歳人口も大きく減少**(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人 → 2040年:約80万人)

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、**学んだ知識・技能を実践・応用する力**、さらには**自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成**することが特に重要
- ・**自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要**

高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、**これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う**

2. 主な検討事項

①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取組むべき方策

第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討

- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」に盛り込まれている地方大学の振興等の在り方にも留意しながら検討

「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展 → 社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした) 思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を多面的に評価する
大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革(高大接続改革)

学力の3要素を育成する
高校教育

高校までに培った力を更に向上・発展させ、社会に送り出すための
大学教育

中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24年8月28日)

○ 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)

○ 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)

○ 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめて現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日)文部科学大臣決定

○ 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したものの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

「高大接続システム改革会議」(平成27年3月～平成28年3月)

○ 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28年3月に最終報告。
※自由民主党文部科学部会「高大接続改革に関する小委員会」(平成27年3月～28年3月)においても、議論。

文部科学省内に検討・準備グループ等を設置(平成28年4月～)

○ 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。

高大接続改革の進捗状況を公表(平成28年8月、平成29年5月)

○ 各々の検討・準備グループ等の検討状況を平成28年8月及び平成29年5月に公表。

高大接続改革の実施方針等の策定(平成29年7月13日)

○ 高等学校・大学等の関係団体等からの意見を踏まえ、検討・準備グループ等で検討を行い実施方針等について策定
・「高校生のための学びの基礎診断」:文部科学省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設
・「大学入学共通テスト」(平成32年度～):記述式問題導入、英語の4技能評価のための民間等資格・検定試験の活用 等
・選抜に関する新たなルールの設定:AO入試及び推薦入試の評価方法、出願及び合格発表時期 等

高大接続改革の全体像イメージ (高大接続システム改革会議最終報告より)

— 「高等学校教育」、「大学教育」、「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の3要素」の伸長—

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等の見直し**
(「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など)
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✓学習・指導方法の改善

- アクティブ・ラーニングの視点**からの学習・指導方法の改善
- 教員の**養成・採用・研修の見直し**

✓多面的な評価の推進

- 学習評価の改善**
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
CBT導入を検討。
(平成31～34年度:試行実施、平成35年度～:新学習指導要領に対応)
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、
実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

- ◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視
- 記述式問題**の段階的導入
平成32～35年度:短文記述式
平成36年度～:より文字数の多い記述式
- マークシート式問題**の改善(平成32年度～)
- CBT**の検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化等を
どを中心として、引き続き検討
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、
「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- 新たな選抜実施ルール**の構築
- 「調査書」の改善**や**「学修計画書」等の充実**

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

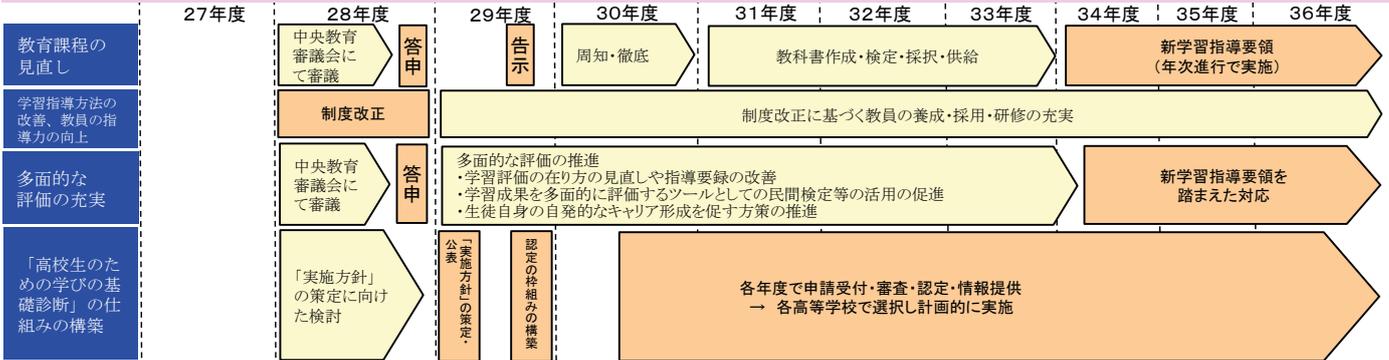
✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく 大学教育の質的転換

- 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成(平成28年3月)
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

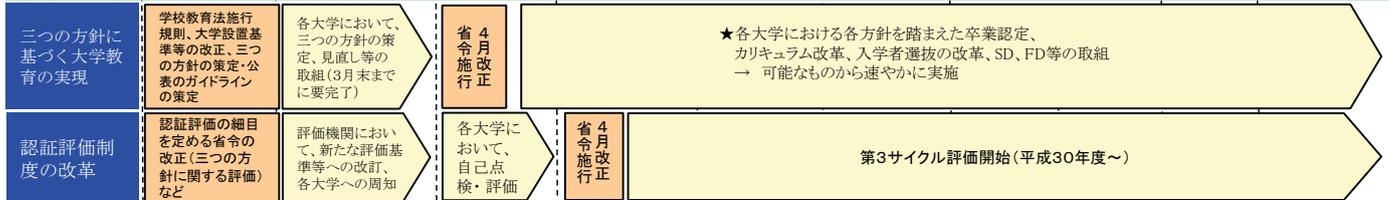
✓認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「**三つの方針**」に基づく**大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

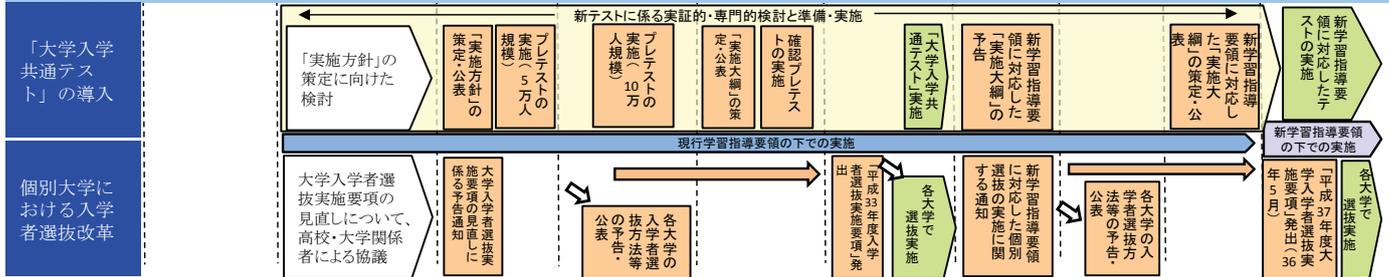
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革

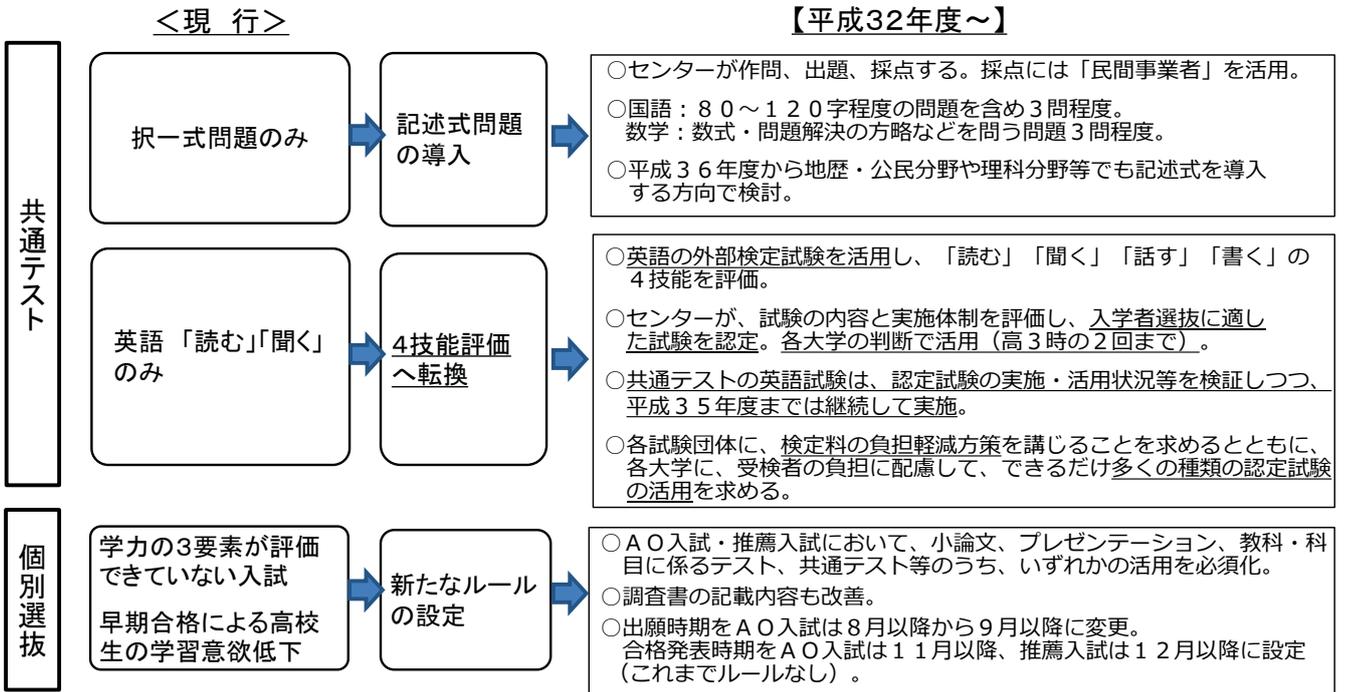


【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革



大学入学者選抜改革

- ◆ 受検生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換
 - ① 知識・技能 ② 思考力・判断力・表現力 ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ◆ 高大接続改革実行プラン、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進
- ◆ 平成32年度「大学入学共通テスト」開始 ※記述式、英語4技能
平成36年度 新学習指導要領を前提に更に改革



三つの方針の策定・公表に関する省令改正

≪学校教育法施行規則の改正≫

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

大学教育の充実にに向けた PDCAサイクルの確立

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

≪三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン≫

(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針

(主な内容)

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、
①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

58

地方大学等創生5か年戦略（まち・ひと・しごと総合戦略）

【KPI(例)】

- 地域に誇りを持つ教育の推進
- 全学校で学校・地域との連携・協働体制を構築

- 地方における自県内大学進学者の割合を平均36%まで向上(平成25年度全国平均32.9%)

- 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

- 地域の企業等との共同研究数を7,800件まで高める(平成23年度5,762件)

- 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の就職時における県内就職の割合を平均80%まで向上(平成24年度全国平均71.9%)

小中学校等

高等学校、大学等進学

大学、高等専門学校、専修学校等

就職

社会人

地方大学等創生5か年戦略

1. 知の拠点としての地方大学強化プラン

地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進による地域貢献の活性化

- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」を実施、地域社会と連携した課題解決に取り組む大学を評価・支援
- 国立大学において地域活性化の中核拠点としての機能等の強化を図る取り組みを推進
- 私立大学等において経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する取組を推進

2. 地元学生定着促進プラン

大学進学時、大学卒業時の地方からの人口流出の低減、都市部の学生の地方就職の促進

- 奨学金(地方創生枠等)を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組を推進。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるようICTの活用を推進。
- 大都市圏、なかならず東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 地域に誇りを持つ教育の推進、学校を核とした地域活性化

3. 地域人材育成プラン

地方産業の振興を担い、地方課題の解決に貢献する人材を輩出。地域でグローバルな視点を持った人材が活躍。

- 大学等における地域産業を担う高度な地域人材を育成
- 高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における専門的職業人材の育成を推進
- 地域におけるグローバルリーダー育成(「トビタテ! 留学JAPAN 日本代表プログラム」等)

- 「国立大学の機能強化」
- 「人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化」
- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」

- 「学校を核とした地域力強化プラン」
- 奨学金(地方創生枠等)を活用した大学生等の地元定着等

- 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」
- 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」
- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
- 「我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ」

59

地方創生に資する大学改革に向けた中間報告 ポイント

平成29年5月22日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等についての緊急かつ抜本的な対策に向けた検討の方向をとりまとめ



- ・地方を担う多様な人材を育成
- ・産官学連携による地域の中核的な産業の振興を促進
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正

1. 地方大学の振興

問題認識

- ・地方大学は「総花主義」、「平均点主義」から脱却し、「特色」を出した大学へ改革

取組の方向性

- ・首長のリーダーシップの下、産官学の推進体制を構築し、地域の中核的産業の振興と専門人材育成に本気で取り組む優れたプロジェクトを全面的に支

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公私立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等の共同研究を実施



富山県薬事研究所

2. 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

問題認識

- ・今後、18歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中は、地方大学の経営悪化や東京圏周縁地域からの大学撤退等が懸念



(文部科学省「学校基本統計」をもとに作成)

取組の方向性

- ・東京23区の大学の定員増を認めないこととする。(総定員の範囲内で、既存の学部・学科の改廃により、新たな学部・学科の設置や社会人・留学生の受け入れは可)
- ・地方へのサテライトキャンパスの設置を推進

3. 地方における雇用創出及び若者の就職の促進

- ・国・地方は、奨学金返還支援制度の全国展開、インターンシップの推進、企業の地方移転等を促進
- ・経済界は、企業の本社機能移転、地方採用枠の導入、地域限定社員制度の導入等に取り組むことを期待

まち・ひと・しごと創生基本方針2017 ー主なポイントー

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクスの一層の推進

- ・地域資源を活用した「しごと」づくり
- ・空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用
- ・地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進
- ・近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進

東京一極集中の是正

- ・地方創生に資する大学改革
- ・地方創生インターンシップの推進
- ・生涯活躍のまち（日本版CCRC）
- ・地方への企業の本社移転の促進
- ・政府関係機関の地方移転
- ・中央省庁のサテライトオフィスの検討
- ・地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）

東京圏における医療・介護問題・少子化問題への対応

- ・高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応
- ・少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地方創生の更なる深化に向けた政策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム (RESAS)

人材支援の矢

- ・公務員等の市町村派遣
- ・地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興→地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新增設の抑制・地方移転→東京の一極集中の是正

(1) 地方大学の振興

- 首長の強力なリーダーシップの下、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築。
- 地方大学が、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等の振興計画であって、地方版総合戦略に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組に対して、重点的に支援。

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等の共同研究を実施

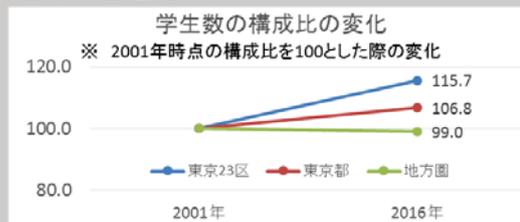


富山県薬事研究所

- 地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を推進。

(2) 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、東京23区の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の新設は認められる（スクラップ・アンド・ビルドの徹底）。
- 具体的な制度等について年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。



- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置（廃校舎等の活用を含む）を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

- 国・地方：地方企業等に就職した者の奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ、地方拠点強化の加速策等
- 経済界：企業の本社機能移転、地方採用の拡大（本社一括採用の変更）、地域限定社員制度の導入等

「人生100年時代構想会議」の目的と主要テーマ

平成29年9月11日
人生100年時代構想推進室

- ◇日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究（リンダ・グラットン の著書「ライフシフト」で引用されている研究）を元によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。この日本で、超長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めたい。
- ◇こうした超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会システムはどうあるべきなのか。それこそが、「人づくり革命」の根底にある大きなテーマ。
- ◇こうした社会システムを実現するため、政府が今後4年間に実行していく政策のグランドデザインを検討する新たな構想会議がこの「人生100年時代構想会議」。

人生100年時代構想会議の具体的なテーマ

- ① 全ての人に開かれた教育機会の確保、負担軽減、無償化、そして、何歳になっても学び直しができるリカレント教育
- ② これらの課題に対応した高等教育改革※
※大学にしても、これまでの若い学生を対象にした一般教養の提供では、社会のニーズに応えられないのではないか。
- ③ 新卒一括採用だけでなく企業の人材採用の多元化※、そして多様な形の高齢者雇用
※これが有能な人材確保のカギであり、企業にしてもこれまでの新卒一括採用だけではやっていけない。
- ④ これまでの若年者・学生、成人・勤労者、退職した高齢者という3つのステージを前提に、高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度を全世代型社会保障へ改革していく。

- ◇年内に中間報告をとりまとめ、政策パッケージも盛り込んだ基本構想を、来年前半には打ち出す。

議員リスト

- ・議長 内閣総理大臣
- ・議長代理 人づくり革命担当大臣（議事進行）
- ・副議長 文部科学大臣
厚生労働大臣
- ・構成員 副総理 兼 財務大臣
内閣官房長官
女性活躍担当大臣
一億総活躍担当大臣
経済産業大臣
- ・有識者議員
 - 三上洋一郎 (19) 慶應義塾大学2年生、株式会社GNEX代表取締役CEO
 - 米良はるか (29) READYFOR株式会社代表取締役CEO
 - 品川泰一 (39) 株式会社ユーキャン代表取締役社長
 - 宮本恒靖 (40) 現ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将
 - 宮島香澄 (51) 日本テレビ報道局解説委員
 - 神津里季生 (61) 日本労働組合総連合会会長
 - リンダ・グラットン(Lynda Gratton) (62) 英国ロンドンビジネススクール教授
 - 高橋進 (64) 日本総合研究所理事長
 - 樋口美雄 (64) 慶應義塾大学商学部教授
 - 松尾清一 (66) 名古屋大学総長
 - 鎌田薫 (69) 早稲田大学総長
 - 榊原定征 (74) 日本経済団体連合会会長
 - 若宮正子 (82) ゲームアプリ開発者

・必要に応じて、有識者等をお呼びすることができます。

講演Ⅱ

学校法人における寄付金募集の現状と課題

日本私立学校振興・共済事業団

助成部寄付金課寄付金係長 猪股 賢一 氏

寄付金募集の現状と課題

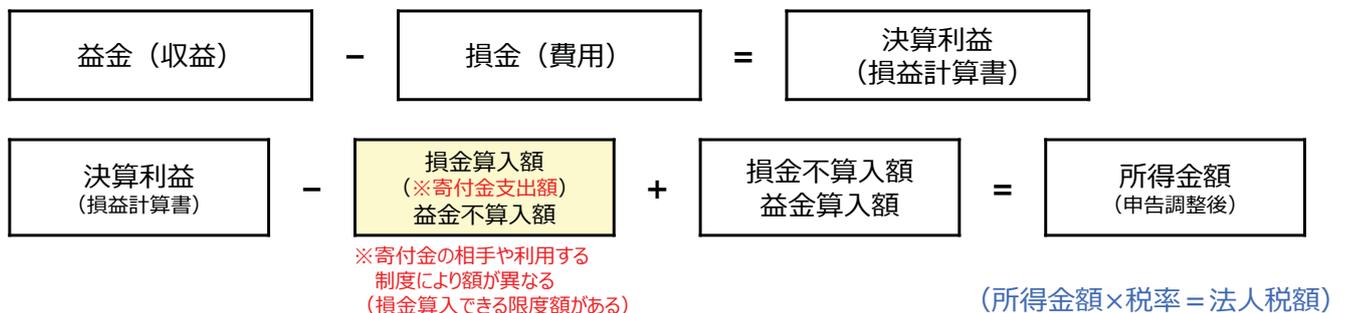
日本私立学校振興・共済事業団 助成部 寄付金課



受配者指定寄付金について

- 私立学校の教育・研究に寄与するため、私学事業団が企業等からの寄付金を受け入れ、寄付者が指定する学校法人に配付する事業（昭和42年 当時の私学振興会において本制度の基礎となる制度が創設された）
- この寄付金は財務大臣の指定を受けており（昭和40年大蔵省告示第154号）、法人税法上、この制度を利用した寄付金は**全額が損金の額に算入可能**

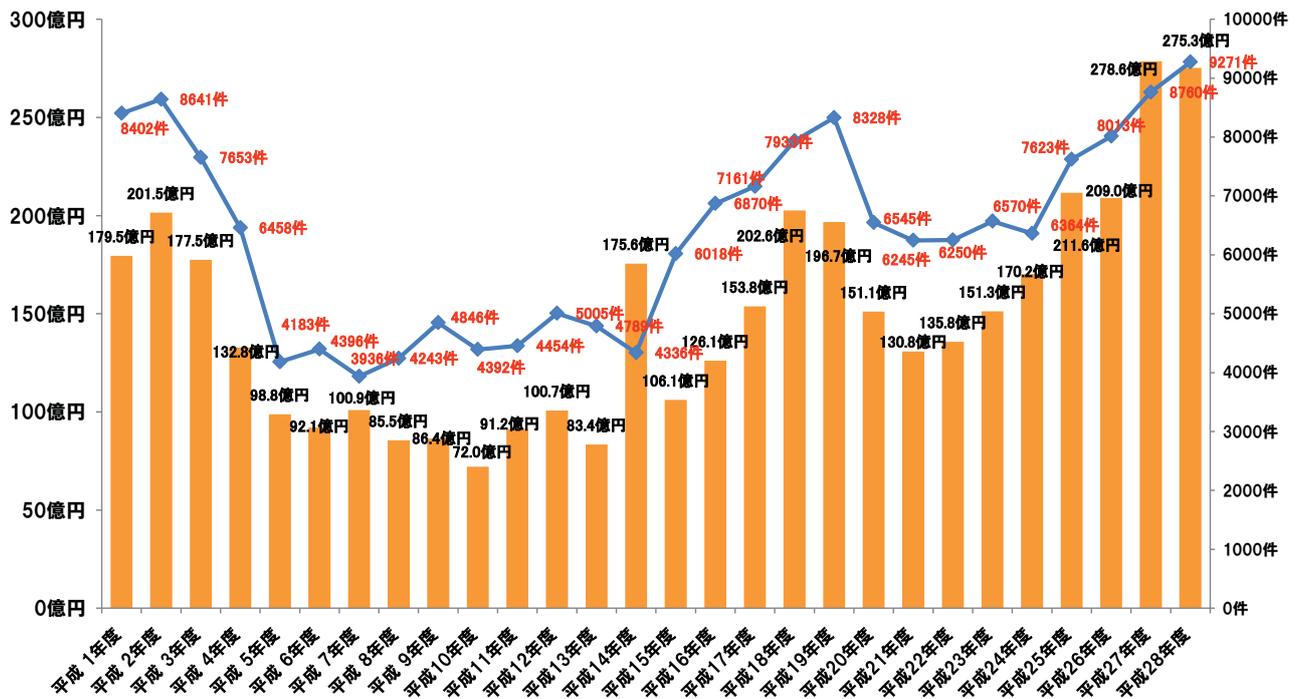
【法人税計算イメージ】



損金算入限度額

区 分	損金算入限度額の算式
学校法人 （私立学校）	特定公益増進法人
	受配者指定寄付金 寄付金の全額
国立大学法人への寄付	寄付金の全額
その他の法人等への寄付	$(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$

受配者指定寄付金の利用状況



区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大学	172	175	188	191	192	196	237	244	261	286
短期大学	13	13	13	11	10	14	16	15	18	20
高等学校等	62	65	77	97	99	103	134	126	129	130
幼稚園	10	8	12	14	29	16	20	26	26	26
専修学校	19	25	31	28	27	27	78	28	29	35
学校法人計	276	286	321	341	357	356	485	439	463	497

2

受配者指定寄付金制度 利用の実績

受配者指定寄付金 取扱実績

区分	法人種別	法人種別					計
		大学法人	短期大学法人	高等学校等法人	幼稚園等法人	専修学校法人	
24年度	学校法人数	196	14	103	16	27	356
	件数	4,984	138	1,025	119	98	6,364
	寄付額 (百万円)	11,464	521	2,325	1,242	1,467	17,026
28年度	学校法人数	286	20	130	26	35	497
	件数	7,529	153	1,353	110	126	9,287
	寄付額 (百万円)	22,037	530	3,506	311	1,143	27,528

1.40倍

1.46倍

1.62倍

- 平成28年度に受配者指定寄付金制度を利用した306大学・短期大学法人のうち、短期大学を設置する法人は113法人(36.7%)
- 短期大学設置法人の受配者指定寄付金受入実績は 2,196件 (28.59%)、4,088百万円 (18.1%)

注1：件数は延べ受入件数である
 注2：実績に現物寄付は含まない
 注3：平成24年度の幼稚園法人には大学設置のための寄付を含む

3

学校法人の寄付募集に関するアンケートについて

アンケートの概要

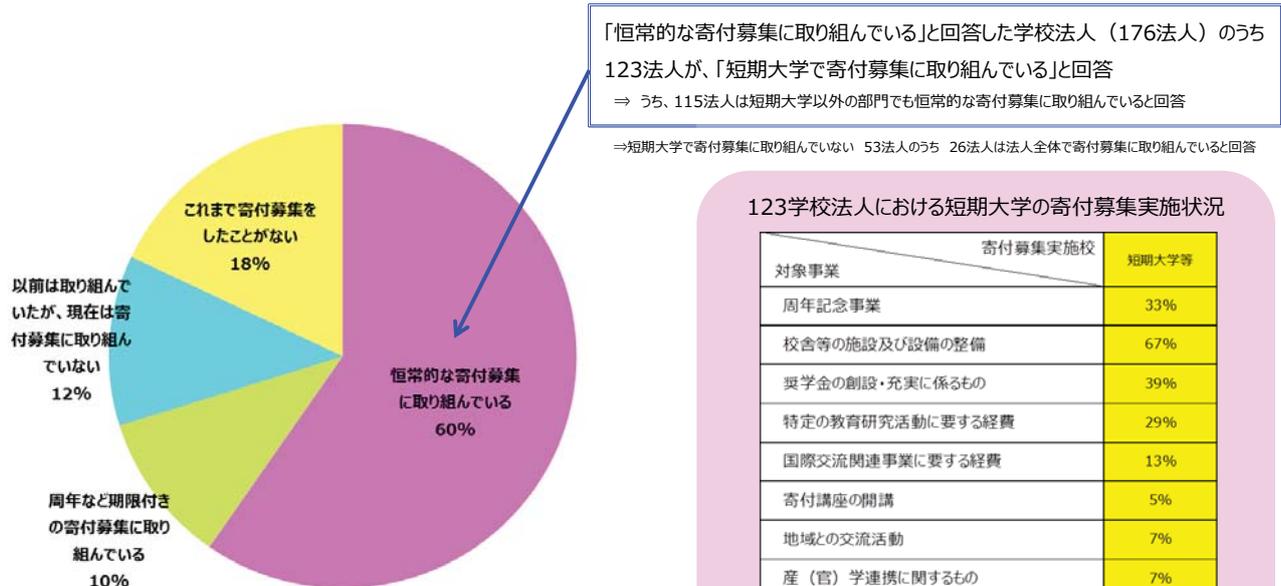
目的	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金募集の状況を把握し、事業団の寄付金業務に活用する 私学への情報提供等により私学経営の向上に資する 国等の政策立案の参考資料とする 									
対象	大学法人、短期大学法人、高等専門学校法人									
実施期間	平成28年11月9日～12月16日									
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業団の学校法人ポータルサイト内の電子窓口にてファイルを配布 寄付金募集の状況を把握されている方に依頼し、電子窓口にて提出 									
調査内容	調査票をA～Cの3つに区分 A：寄付募集の取組みの有無等 B：寄付募集の実態等（A：寄付募集に取り組んでいる法人のみ） C：寄付募集に対する意識、今後の課題等（A：寄付募集に取り組んでいない法人のみ）									
提出数	<table border="1"> <tr> <td>大学法人</td> <td>526 / 554法人</td> <td>(94.9%)</td> </tr> <tr> <td>短大・高専法人</td> <td>103 / 107法人</td> <td>(96.3%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>629 / 661法人</td> <td>(95.2%)</td> </tr> </table>	大学法人	526 / 554法人	(94.9%)	短大・高専法人	103 / 107法人	(96.3%)	合計	629 / 661法人	(95.2%)
大学法人	526 / 554法人	(94.9%)								
短大・高専法人	103 / 107法人	(96.3%)								
合計	629 / 661法人	(95.2%)								

4

学校法人の寄付募集の取組実態について

短期大学を設置する学校法人の寄付募集の取組み実態

短期大学を設置する308学校法人のうち、アンケート※に回答のあった295法人の取組実態



※学校法人の寄付募集に関するアンケート(平成28年11月私学事業団実施)

※短期大学において複数事業により寄付募集を実施している法人は69法人

5

学校法人の寄付募集の取組実態について 2

- 短期大学を設置する学校法人(308法人)の平成28年度決算における寄付金比率は 3.6%
(事業活動収入2,211,954百万円 に対し、寄付金収入は79,991百万円)
うち短期大学部門(322校)の寄付金比率は 1.5%
(事業活動収入183,973百万円 に対し、寄付金収入は2,673百万円)
⇒ 短期大学設置法人の寄付金収入のうち **3.3%** が短期大学の収入分

- 「学校法人の寄付募集に関するアンケート」において「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した176法人のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の寄付金比率は 5.7% (事業活動収入1,004,219百万円、寄付金収入57,545百万円) であり、当該法人における 短期大学部門(124校)の寄付金比率は 0.9% (事業活動収入72,223百万円、寄付金収入664百万円) であった。
⇒ 恒常的な寄付募集に取り組んでいる短期大学設置法人(123法人)の寄付金収入のうち **1.2%** が短期大学の収入分

- 短期大学を設置する学校法人(308法人)のうち平成28年度に受配者指定寄付金制度利用した113法人の寄付金比率は 3.9% (事業活動収入1,597,810百万円のうち 寄付金収入 62,584百万円) であり、当該法人における 短期大学部門(114校)の寄付金比率は 2.3% (事業活動収入75,706百万円のうち 寄付金収入 1,750百万円) であった。
⇒ 受配者指定寄付金制度を利用した113法人の寄付金収入のうち **2.8%** が短期大学の収入分

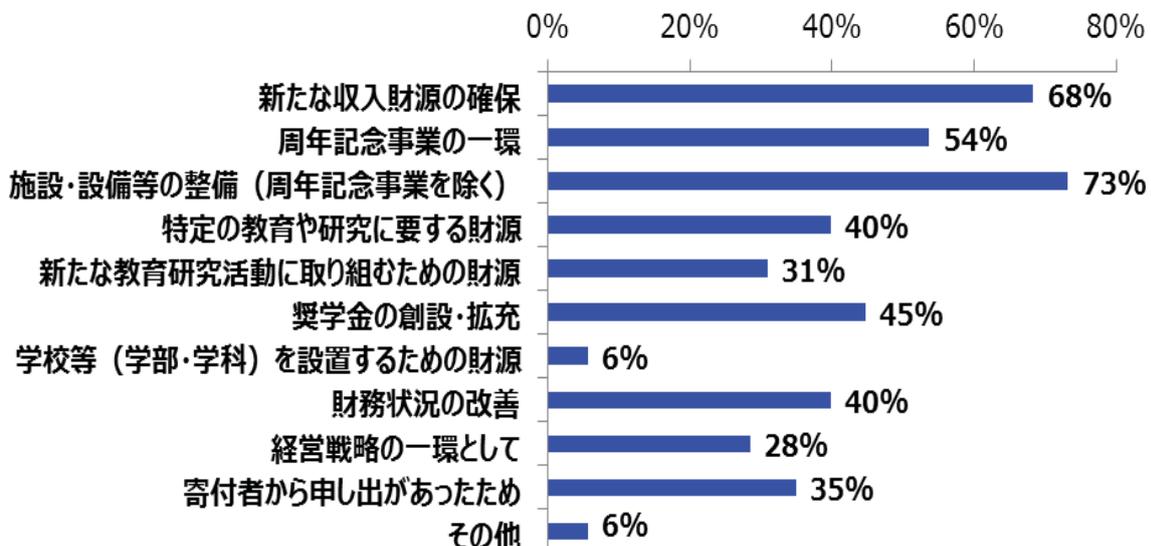
6

学校法人の寄付募集の取組実態について 3

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人(176法人)のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

寄付金を募集するきっかけについて (複数回答可)



⇒ 新たな収入源の確保や経営戦略の一環という積極的なきっかけがある一方、寄付者からの申し出がきっかけとなった法人が35%ある

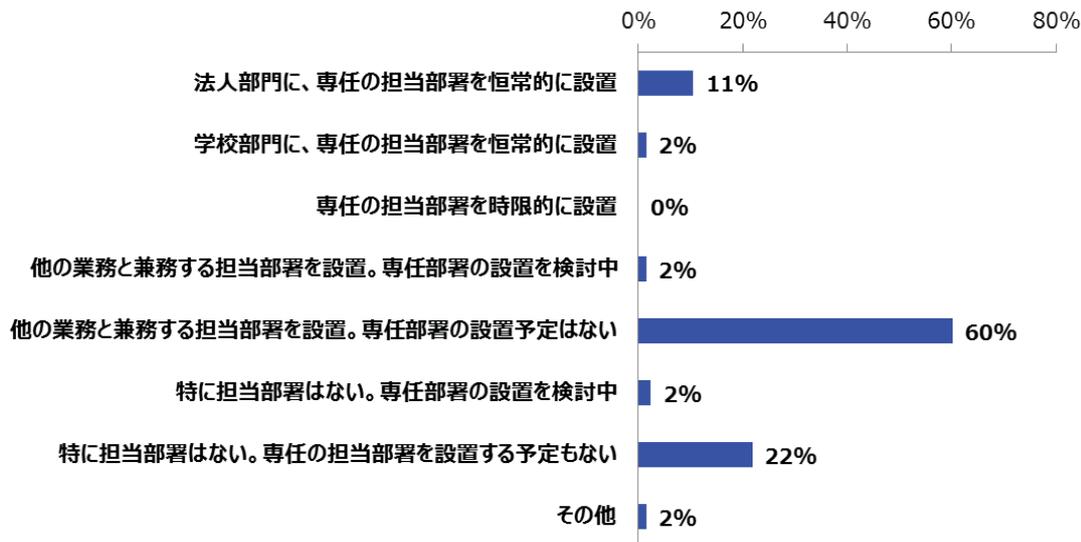
7

学校法人の寄付募集の取組実態について 4

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

寄付金業務担当部門の設置状況（いずれかひとつ回答）



⇒ 恒常的な寄付募集に取り組みつつも、専任の担当部署を設置している法人は11%にとどまる。「特に寄付金業務を担当する部署がない」という法人は24%

8

学校法人の寄付募集の取組実態について 5

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

寄付金業務を担当する者の有無と担当者の配置状況

項目	○印欄	(未回答8法人)		
特に寄付金業務を担当する者を決めていない	8%			
寄付金業務を担当する人員等がいる	85%			
担当者の配置状況	○印欄	人数	1法人あたり人数	
法人部門の本務職員で専任	8%	12人	1.5人	
法人部門の本務職員で他の業務と兼任	70%	150人	2.0人	
学校部門の本務職員で専任	7%	10人	1.4人	
学校部門の本務職員で他の業務と兼任	44%	154人	3.3人	
非常勤職員や派遣等	16%	20人	1.2人	
対象事業により必要に応じて適宜担当者を配置する (※H28.10.1現在の人数をご記入ください)	0%	0人	0.0人	
外部に委託	0%	0人	0.0人	
その他	1%	1人	1.0人	

⇒ 恒常的な寄付募集に取り組みつつも、専任の担当者を配置している法人は15%にとどまる。

9

学校法人の寄付募集の取組実態について 6

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

主に募金活動に従事する担当者の配置状況

項目	〇印欄
主に募金活動に従事する担当者を配置していない	84%
主に募金活動に従事する担当者を配置している	16%

募金活動に従事する者の主な経歴	〇印欄
以前から自学校法人に在籍する教職員	80%
他の学校法人の教職員経験者	5%
国公立学校の教職員経験者	0%
官公庁出身の職員（国家公務員）	0%
官公庁出身の職員（地方公務員）	0%
その他団体等の出身者	0%
民間企業等経験者	10%
外部に委託	0%
その他	5%

主として募金活動に取り組む担当者の経験	〇印欄
寄付金募金の経験がある	5
寄付金以外の資金調達経験がある	2
特に募金や資金調達の経験はない	13
その他	0

⇒ 募金活動に従事する担当者を配置しているのは16%
募金担当者を配置していても特に募金に関する経験等がない者が大半である

10

学校法人の寄付募集の取組実態について 7

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

これまで取り組んだ募金活動において寄付金のお願いをした対象者（個人）（複数回答可）

対象事業	募金対象者					
	卒業生 及び その父母	在校生 及び その父母	教職員	近隣住民等	社会一般	その他
周年記念事業など特定の企画による募金	57%	45%	53%	9%	28%	9%
施設・設備の整備のための募金	33%	37%	27%	3%	18%	6%
奨学金など特定目的のための募金	41%	39%	37%	4%	19%	7%
特定の研究（教育）のための募金	19%	21%	21%	2%	17%	2%
経常的な運営経費のための募金	22%	26%	15%	3%	18%	1%
その他	4%	5%	3%	1%	1%	0%

上記のうち、もっとも重視した対象者（個人）

対象事業	募金対象者					
	卒業生 及び その父母	在校生 及び その父母	教職員	近隣住民等	社会一般	その他
周年記念事業など特定の企画による募金	34%	6%	6%	0%	2%	0%
施設・設備の整備のための募金	13%	17%	2%	0%	1%	1%
奨学金など特定目的のための募金	24%	11%	7%	0%	2%	0%
特定の研究（教育）のための募金	10%	6%	4%	0%	6%	0%
経常的な運営経費のための募金	12%	10%	0%	0%	4%	0%
その他	0%	4%	1%	0%	0%	0%

※ 割合は短期大学で寄付募集に取り組む123法人の寄付募集実施状況回答数を母数として算出

11

学校法人の寄付募集の取組実態について 8

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

これまで取り組んだ募金活動において寄付金のお願いをした対象者（企業等）（複数回答可）

対象事業	募金対象法人	取引関係のある企業等	卒業生の就職先企業等	教育研究連携関係企業等	近隣の企業等	設立母体関連企業等	社会一般	学校法人関連会社等	その他
周年記念事業など特定の企画による募金		100%	62%	40%	45%	28%	51%	21%	0%
施設・設備の整備のための募金		58%	24%	21%	17%	9%	26%	10%	4%
奨学金など特定目的のための募金		76%	39%	33%	28%	13%	43%	19%	4%
特定の研究目的のための募金		33%	21%	46%	13%	6%	19%	4%	0%
経常的な運営経費のための募金		53%	24%	22%	15%	9%	34%	12%	1%
その他		8%	8%	5%	7%	0%	5%	0%	1%

上記のうち、もっとも重視した対象者（企業等）

対象事業	募金対象法人	取引関係のある企業等	卒業生の就職先企業等	教育研究連携関係企業等	近隣の企業等	設立母体関連企業等	社会一般	学校法人関連会社等	その他
周年記念事業など特定の企画による募金		87%	9%	2%	0%	9%	9%	2%	0%
施設・設備の整備のための募金		36%	2%	2%	0%	2%	4%	0%	3%
奨学金など特定目的のための募金		39%	4%	2%	0%	2%	7%	2%	2%
特定の研究目的のための募金		21%	6%	25%	2%	2%	6%	0%	0%
経常的な運営経費のための募金		29%	3%	1%	0%	3%	10%	1%	1%
その他		4%	1%	1%	0%	0%	3%	0%	1%

※ 割合は短期大学で寄付募集に取り組む123法人の寄付募集実施状況回答数を母数として算出

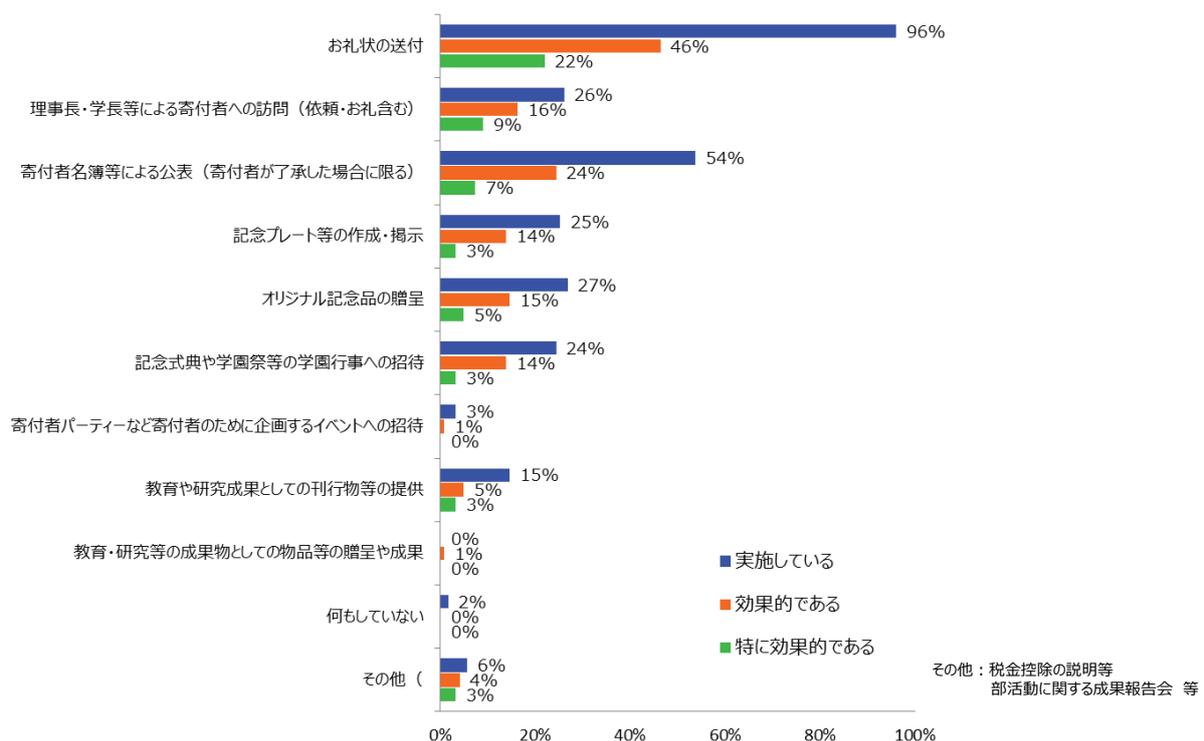
12

学校法人の寄付募集の取組実態について 9

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

寄付者に対するお礼の内容及びその効果について（複数回答可「特に効果的」はひとつ選択）



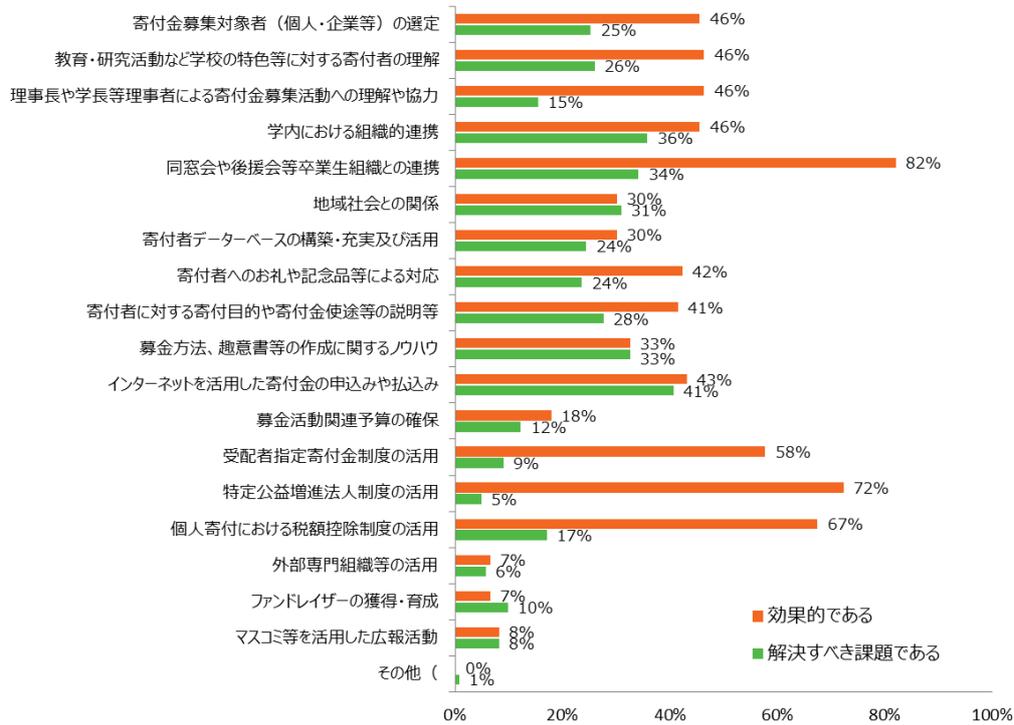
13

学校法人の寄付募集の取組実態について 10

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

寄付募集に関する効果的取り組みと今後解決すべき課題について（複数回答可）



学校法人の寄付募集の取組実態について 11

平成28年度学校法人の寄付募集に関するアンケート 回答より

「恒常的な寄付募集に取り組んでいる」と回答した学校法人（176法人）のうち「短期大学で寄付募集に取り組んでいる」と回答した123法人の回答

寄付者1件あたりの寄付額の分布（平成27年度実績）

個人からの寄付（未回答の8法人を除く）

金額区分	件数
10,000円未満	26%
10,000円以上 50,000円未満	55%
50,000円以上 100,000円未満	8%
100,000円以上 500,000円未満	9%
500,000円以上 1,000,000円未満	1%
1,000,000円以上 5,000,000円未満	1%
5,000,000円以上 10,000,000円未満	0%
10,000,000円以上	0%

企業等法人からの寄付（未回答の12法人を除く）

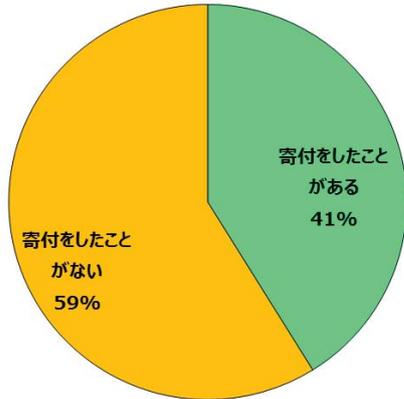
金額区分	件数
10,000円未満	6%
10,000円以上 50,000円未満	32%
50,000円以上 100,000円未満	12%
100,000円以上 500,000円未満	23%
500,000円以上 1,000,000円未満	10%
1,000,000円以上 5,000,000円未満	14%
5,000,000円以上 10,000,000円未満	2%
10,000,000円以上	2%

寄付に関する実態について (参考資料 1)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

調査の目的：市民の寄付・ボランティア活動の実態を明らかにし、共助社会づくり及び社会貢献に関する施策のための基礎資料を得ることを目的として実施

Q. 平成27年（1月～12月）に寄付をしたことがありますか (n=3708)



年間寄付金額(世帯) の分布

【対象：平成27年に寄付をしたことがあると回答した人】

n=962

金額区分	割合
0円	0.7%
1円以上 2,000円未満	28.8%
2,000円以上 5,000円未満	23.1%
5,000円以上 10,000円未満	12.7%
10,000円以上 30,000円未満	19.1%
30,000円以上 50,000円未満	5.0%
50,000円以上 100,000円未満	5.0%
100,000円以上	5.6%

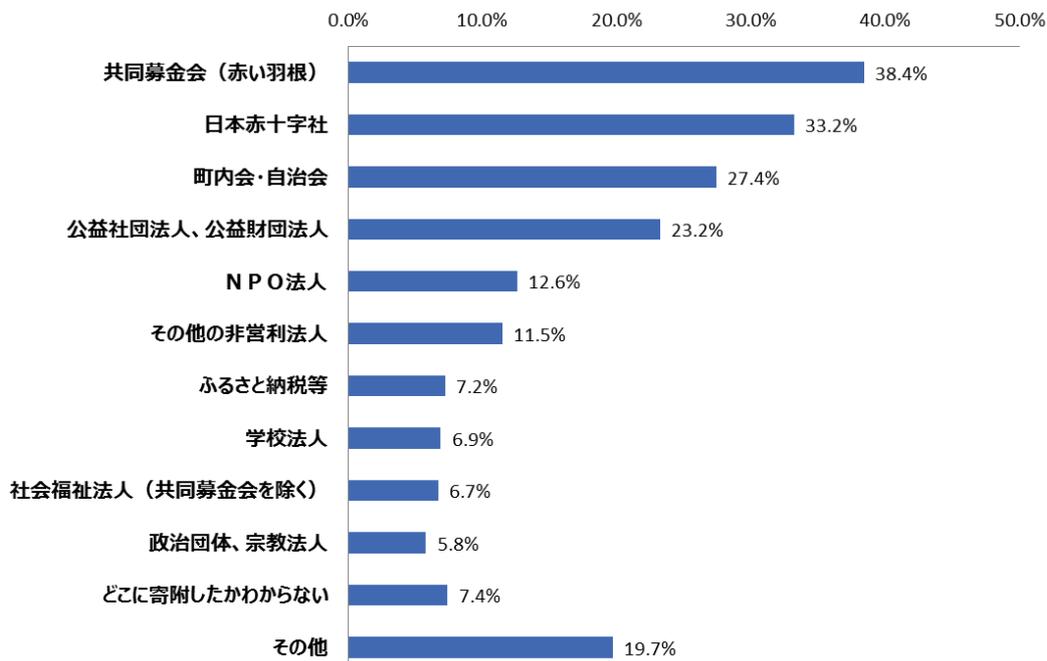
16

寄付に関する実態について (参考資料 2)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

Q. あなたが平成27年に寄付をした団体はどこですか (複数回答可)

(n=1506)



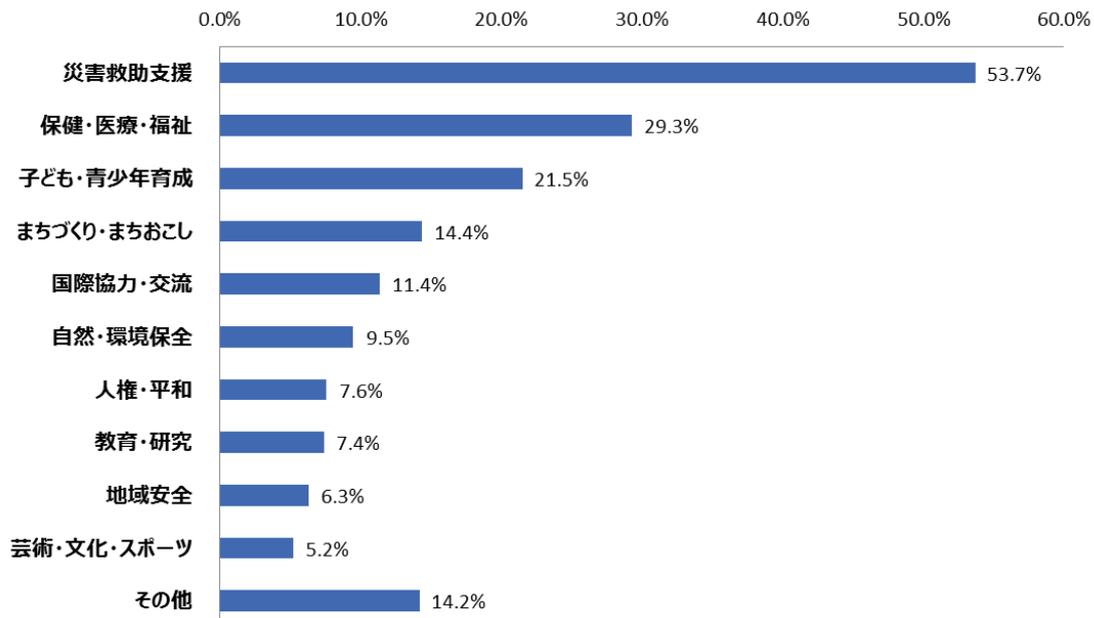
17

寄付に関する実態について (参考資料 3)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

Q. あなたが平成27年に寄付をしたのはどのような分野の団体ですか (複数回答可)

(n=1495)



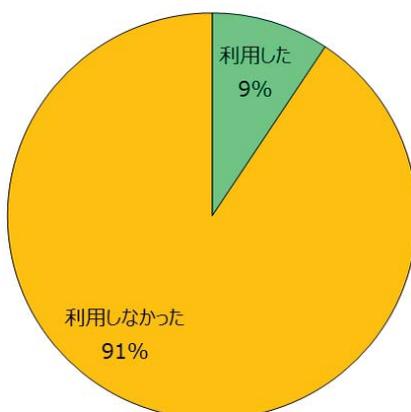
18

寄付に関する実態について (参考資料 4)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

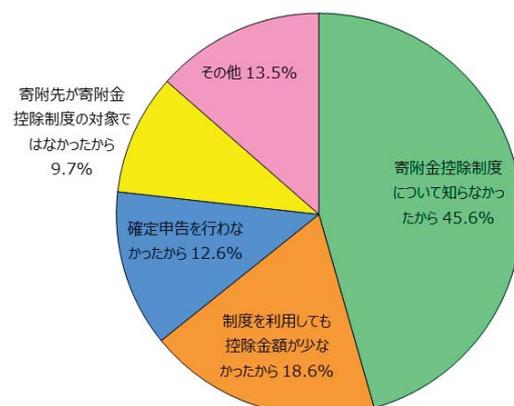
Q. 平成27年にあなたは、寄付控除制度を利用しましたか

(n=1503)



Q. 寄付控除制度を利用しなかった一番の理由は何ですか

(n=1332)



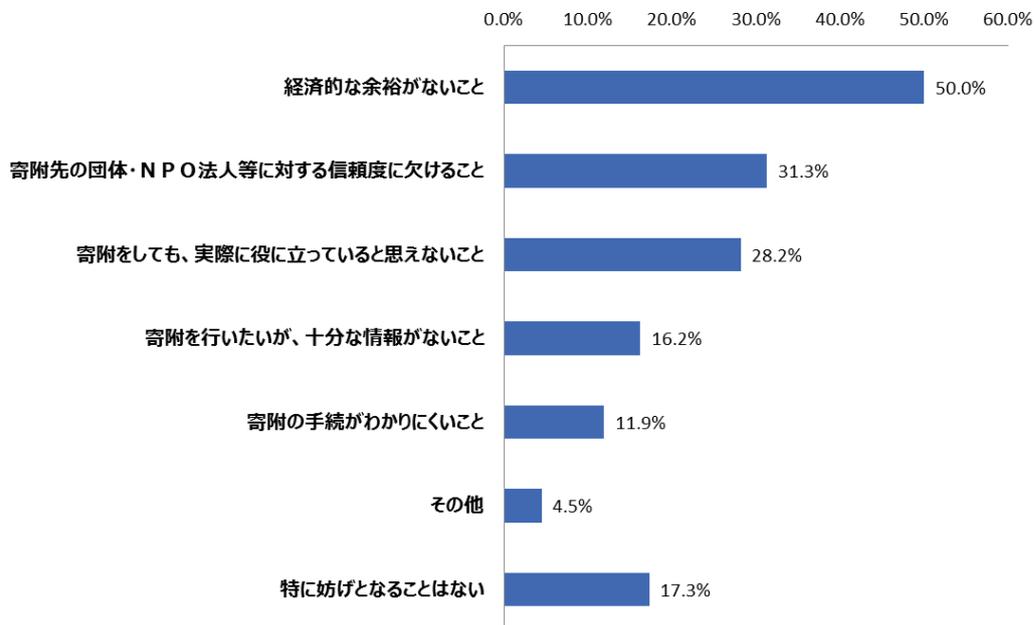
19

寄付に関する実態について (参考資料 5)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

Q. あなたが、寄付をするにあたり妨げとなることはありますか (複数回答可)

(n=3694)



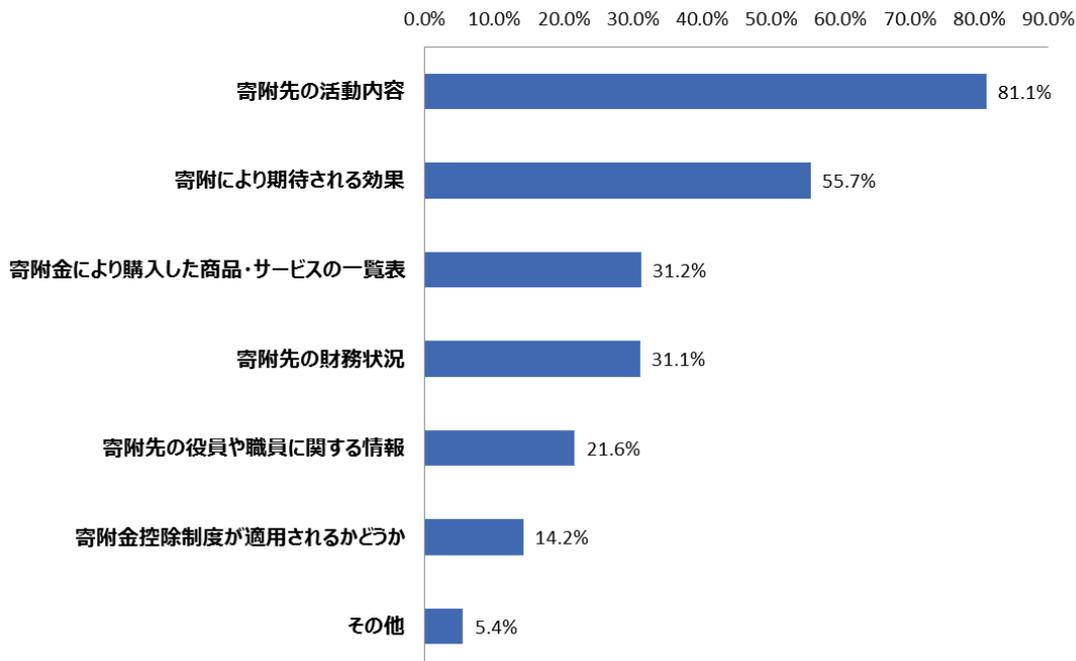
20

寄付に関する実態について (参考資料 6)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

Q. 寄付を行う場合、必要と考える情報は何か (複数回答可)

(n=3674)



21

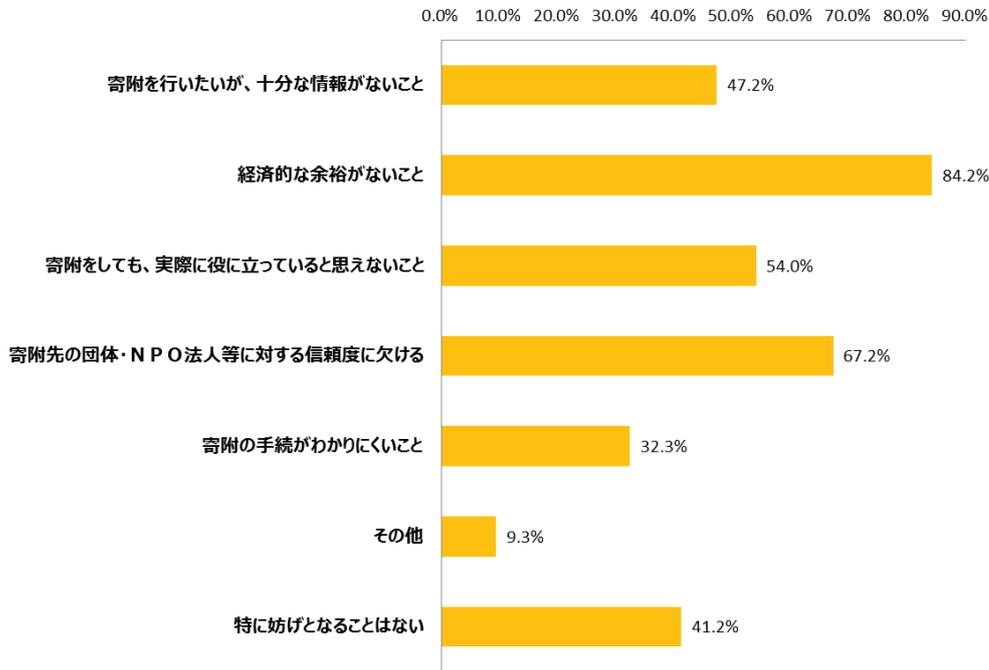
寄付に関する実態について (参考資料 7)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

Q. あなたが、寄付をするにあたり妨げとなることはありますか

⇒ 公益法人に関心がある(少し関心がある)と回答した方の回答 (複数回答可)

(n=982)



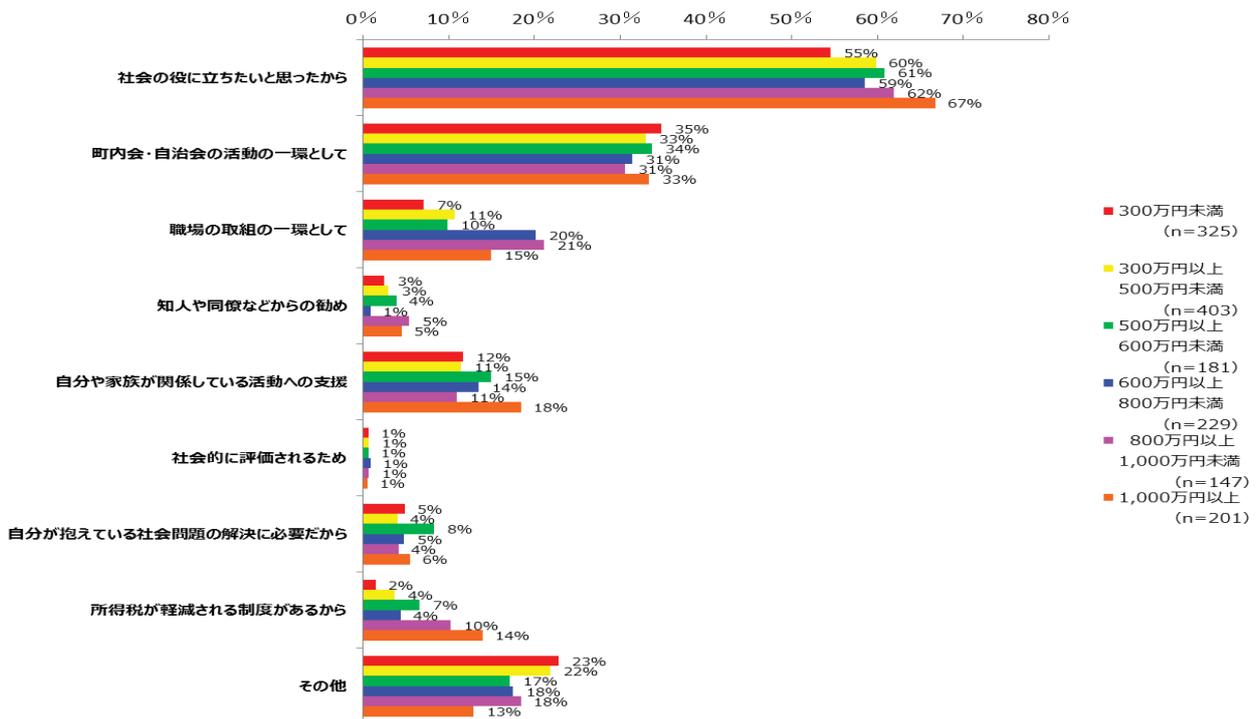
寄付に関する実態について (参考資料 8)

平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府) より (抜粋)

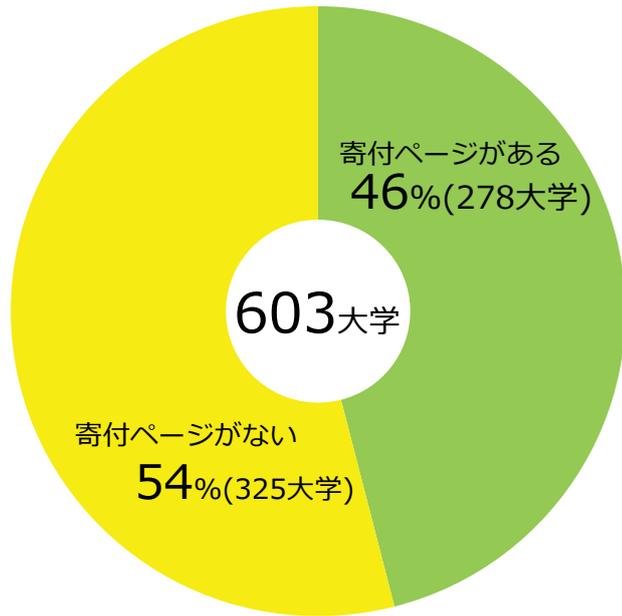
Q. 世帯全体の年間収入別にみた寄附理由

⇒ 対象者：平成27年に「寄附をしたことがある」と回答した方 (複数回答可)

(n=1486)



ウェブサイトにおいて寄付募集案内のページがある私立大学



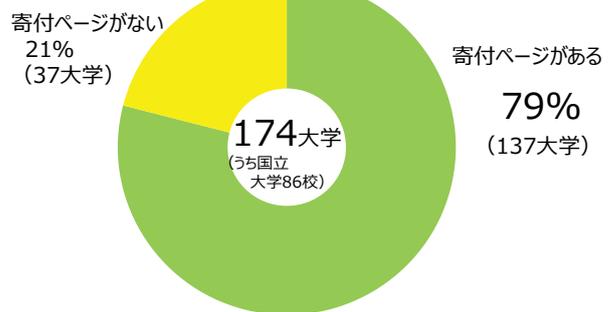
調査期間：平成29(2017)年4月～7月

調査対象：603私立大学

調査方法：大学及び当該大学を設置する学校法人の公式ウェブサイトについて実際に閲覧し、調査項目について確認した

※学校法人ウェブサイトのみで寄付ページがある場合で、その法人が複数の大学を設置している場合、その複数の大学全てをカウントの対象とした

国公立大学（国立大学86大学 公立大学88大学）



※ 国立大学では、寄付ページがある大学は85校（99%）あり、寄付ページのない大学は1校である

24

私立学校寄付金ポータルサイト

事業団トップページ



ポータルサイトトップページ



私立学校寄付金ポータルサイト

検索

<http://kifu-portal.shigaku.go.jp>

25

私立学校寄付金ポータルサイトとは

① 目的

- ◆ 私立学校の寄付金募集の取組みを支援するためのもの
- ◆ 多様で特色ある教育研究を実践する私立学校が、様々な寄付により支援を求めていることを広く社会に周知する
- ◆ 寄付者の支援目的と私立学校の様々な取組みをつなげる
- ◆ 私立学校への寄付を身近に感じ、寄付文化醸成の一助とする

② 内容

- ◆ 私立学校の寄付金募集情報を一元的に集約し紹介するWebサイト
- ◆ インターネット環境で社会一般からの閲覧が可能
 - 個々に情報発信している寄付金募集情報を当サイトでまとめて閲覧することが可能
- ◆ 寄付を検討している企業・法人等が、寄付先となる私立学校を容易に検索できるように多様な機能を設けている
 - ・ 寄付金の使い道から検索 … (ポータルサイトトップページ①)
 - ・ 私立学校等の所在地から検索 … (ポータルサイトトップページ②)
 - ・ フリーワードによる検索 … (ポータルサイトトップページ③)
 - 閲覧者(寄付者)の意思による検索
- ◆ 特別なWeb作成の知識や技術がなくても、簡単に掲載が可能

26

検索方法（主な検索機能1）



寄付金の
使い道について

寄付対象事業（寄付金の使途）を7つカテゴリーに分類し、
寄付金の使い道から検索できる仕組み

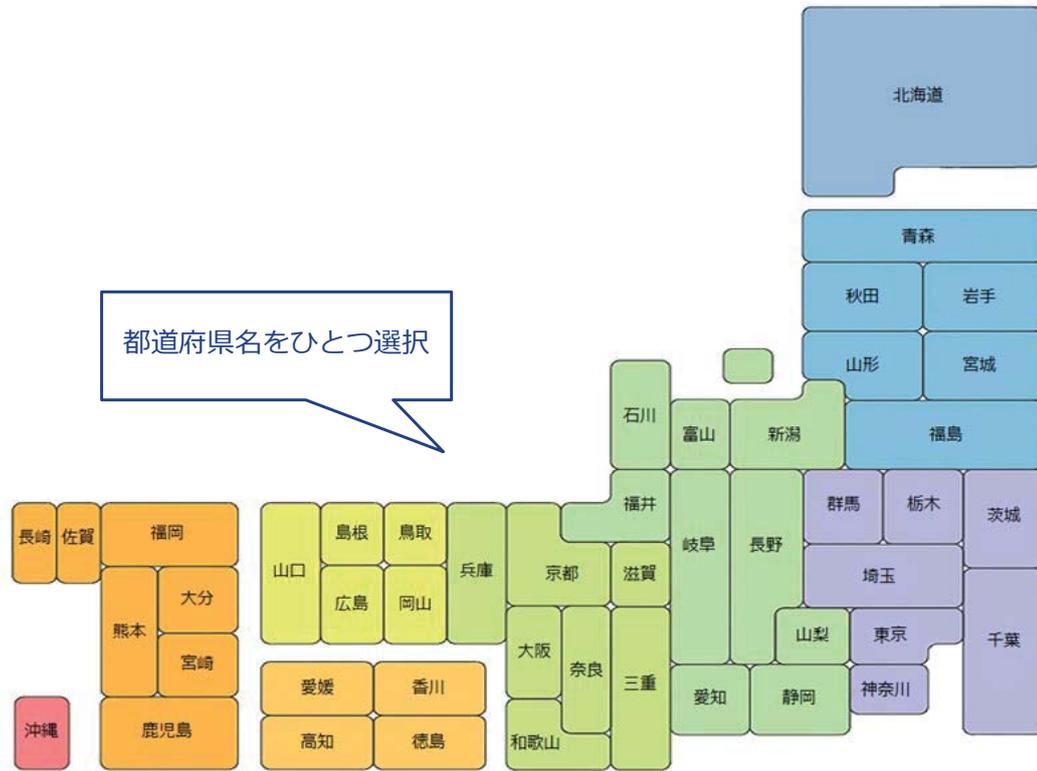
特色ある教育を支援	私立学校が取り組む、建学の精神に基づいた特色ある多様な教育を応援したい
特色ある研究を支援	私立の大学や短期大学、高等専門学校が取り組む独創的で発展的な特色ある研究を応援したい
奨学金による学生・生徒支援	私立学校に在籍する経済的に困窮する学生や生徒に対する奨学金など、私立学校が独自に取り組む学生生徒支援のための奨学金等の充実を応援したい
国際交流の取り組みを支援	教育や研究上の国際交流の取組みや学生・生徒等の留学支援、留学生に対する支援などを応援したい
校舎や園舎など施設整備の支援	教育研究の充実のために必要な施設の設備や学生・生徒等の安全確保のために行う校舎等の耐震工事を応援したい
教育や研究のための設備購入支援	私立学校の特色ある教育や研究に実施に必要な設備装置や図書などの購入を応援したい
災害復旧支援	自然災害等により被災した私立学校に対して災害復旧、災害復興を応援したい

27

検索方法（主な検索機能2）



同一地域や地元にある私立学校の寄付募集情報が検索できるように、都道府県名から検索する仕組み



検索方法（個別学校の表示）

検索を行うと検索結果一覧の表示

閲覧したい学校を選択すると、個別の学校の寄付金募集情報の表示

検索結果一覧

学校法人東西大学 | 日本私立学校振興・共済事業団
kifu-portal.shigaku.go.jp/kifu/1480 .html

寄付金対象事業種別：特色ある教育を支援。【税控除】・特定公益増進法人、個人：税額控除。【寄付金募集期間】・募集期間の指定はありません。附設高等学校・中学校では少子化時代の到来と価値観の多様化により、少人数教育および国家社会における男女...

●●●●大学 | 日本私立学校振興・共済事業団
kifu-portal.shigaku.go.jp/kifu/1480

●●●●サポーターズ募金（●●●●要）・教育・研究の振興および環境...

●●●●大学 | 日本私立学校振興・共済事業団
kifu-portal.shigaku.go.jp/kifu/1480 .html

●●●●大学 | 日本私立学校振興・共済事業団
kifu-portal.shigaku.go.jp/kifu/1480 .html

閲覧したい学校を選択

各学校の寄付金募集の情報

学校法人東西大学 (がっこうほうりんとうざいだいがく)

法人概要

1970年に開設された「東西専門学校」を前身として、50年近い歴史を持つ、文理融合型の総合大学、次世代に必要とされる人材の育成に力を入れています。

【所在地】 102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 【地域】 東京都

寄付金

東大50周年記念事業

【寄付金概要】

- ・東西ホール改修
- ・東西駅改修

【対象事業】 授業や研究会と施設整備の支援

【税控除】 寄付者指定寄付金 特定公益増進法人

【寄付金募集期間】 平成28年1月1日 ~ 平成32年12月31日

学校法人東西大学の皆様は、お金の熱意と支援によって助られました。この思いを受け継ぎ、新しい時代に向かって、さらなる発展のためにこれからもご支援をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

【e-mail】 touzou@touzou.ac.jp

寄付募集の取り組みピックアップ

- 特に特徴的で、他の私立学校の参考となるような寄付金募集の取組みを紹介
- 学校全体で取組み、学校の特色ある教育研究の取組みと寄付募集がマッチングしているなど、私立学校ならではの取組みを中心に紹介を予定

学校法人金沢工業大学 工学アカデミア計画「夢考房プロジェクト事業」



本学の夢考房プロジェクト事業は、「ものづくり」に情熱を傾ける学生たちに、ワークスペースや活動を支援する機能を提供し、正課教育(授業)で学んだ知識を課外教育(授業外活動)に持ち寄り、仲間たちとの議論・失敗・試行錯誤を繰り返し、目標を成し遂げた時に得られる達成感から授業への能動的な参画へと繋げています。このことは、本学の教育目標である「自ら考え行動する技術者の育成」を実現するために不可欠な取組みです。

現在、600名を超える大学・高専の学生たちが学部や学科、学年の垣根を越えて集まり、予算の申請・管理から企画・調査・設計・製作・評価・運用までのプロセスを学生主体で行っています。それぞれの夢考房プロジェクトは、日本でトップ、世界のひのき舞台上で活躍することを目指して、1年間の活動計画を立案し、達成すべき目標、解決すべき技術課題とその方策等の詳細を明らかにし、困難な課題に果敢に挑戦して新しい価値を生み出しています。

ぜひとも、このような夢考房プロジェクト活動がもたらす意義と成果をご理解いただき、日夜「ものづくり」に情熱的に取り組む学生たちを応援してください。

[工学アカデミア計画「夢考房プロジェクト事業」寄付金募集ページへリンク](#)

30

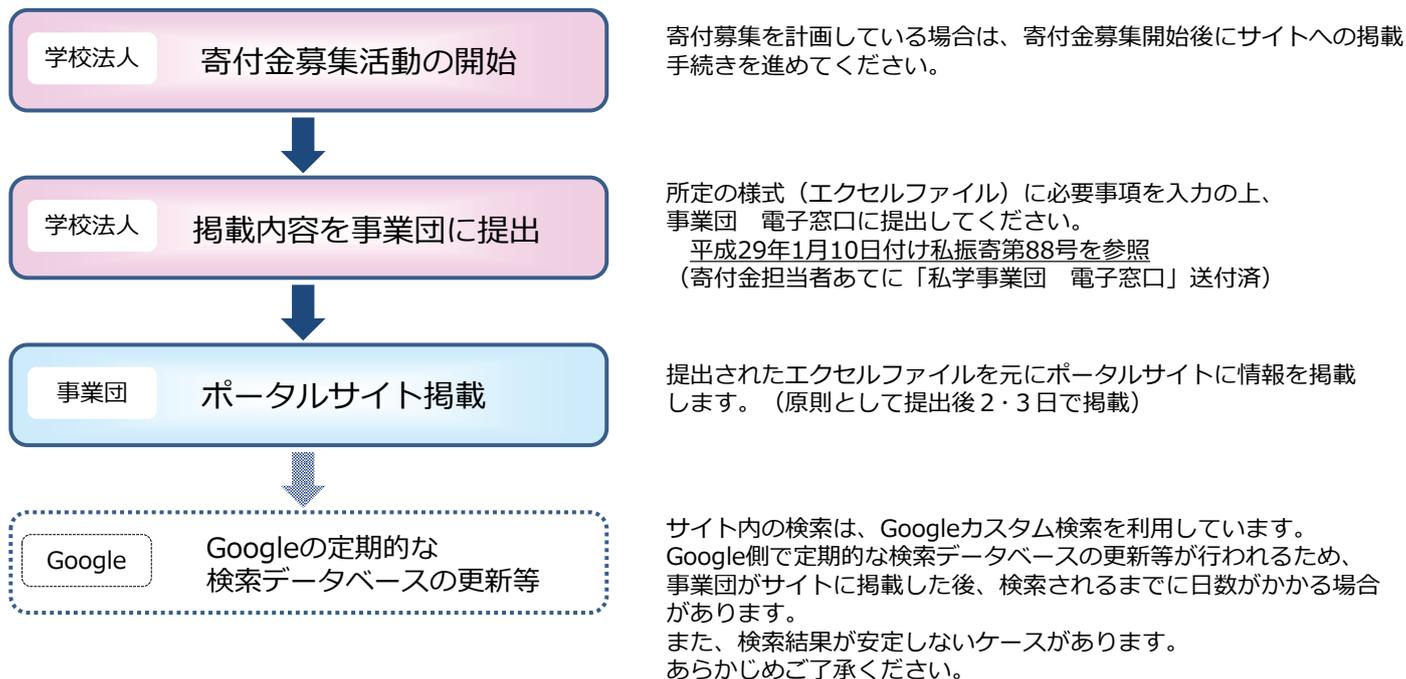
学校法人のメリット

- 各私立学校が、様々な取組みに対する支援を求めていることを一般社会に知ってもらう機会になり得る
- 一般社会にむけて寄付金募集情報の発信が可能
- 寄付金獲得のための新たなツール
(学校法人と関係のないところからの寄付も期待できる)
- Webページ作成の経験や知識は必要なし
- いつでも変更、追加等が可能 (学校側で編集や削除が可能)
- 掲載料、手数料等は不要

31

ポータルサイトへの掲載方法について

私立学校寄付金ポータルサイトに寄付金募集情報を掲載するためには、学校法人から寄付募集にかかる情報を事業団に提出するだけです。



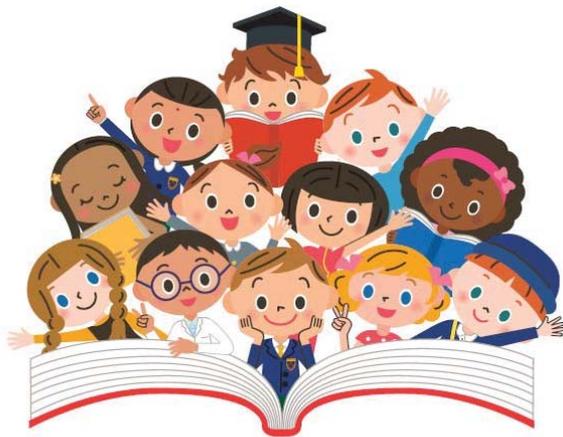
32

掲載のポイント

- 当サイトの閲覧者の**メインターゲット**は、
 - 寄付先を決めかねている**企業・個人等**であるということ。
すでに、寄付先を決めている企業は、その学校のホームページや事務担当者に連絡している
まったく知らない企業をいかに捕まえるか？というところがポイント
- 寄付金募集の情報が**検索結果に反映される工夫**が必要
 - 学校を知ってもらい、寄付金獲得するためには、**検索で表示される必要**がある。
したがって、先ほどの検索3つで検索される工夫がいるというところ。
- **当ポータルサイト内での寄付金の受け入れは実施していない**
 - 残念ながら、当ポータルサイト内での寄付金の受け入れは実施していないということ
 - 自校HPの寄付金募集ページで**詳細を確認して手続きする必要があり、面倒になること**と、自校の寄付金募集ページにおいても寄付意欲が損なわれない工夫がいる

33

未来をつくる子どもたちのために
「寄付」という応援を
活用していきませんか。



未来をつくる教育・研究のために。

寄付金活用のご案内

 日本私立学校振興・共済事業団

私立学校の皆さまへ

寄付は積極活用する時代です。
国も各種制度で促進しています。



私立学校は自ら応援者を増やしていく時代です。

ご存知のとおり近年における少子化等の影響により、私立学校を取り巻く経営環境は大変厳しい状況に置かれています。これからは私立学校が質の高い教育・研究活動を継続していくためには、学生生徒等の納付金収入や補助金収入等に加え、さらに収入源を自らつくり出す必要があります。それは地域や企業などのつながりをより強化し、学外の応援者（寄付者）を増やす取り組みです。寄付への取り組みは、収入源としてだけでなく、貴学の未来資産となり、学校経営の好循環へとつながっていくはずです。

寄付金募集は特別なことではありません。

すでに現在も、地域へ向けた公開講座や地域の方のための子育て相談など、地域連携とともに寄付金募集に取り組む私立学校が増えてきています。寄付金は学校や園の運営をはじめ校・園舎建設、教育研究設備や道具の充実、学生への奨学金など、子どもたちの育成や研究活動の推進、地域活性化につながる様々な事業へ充てられます。また、国としても右記の各種制度で私立学校への寄付を促進しています。寄付金募集や活用は特別なことではない時代となりました。ぜひ貴学も未来をつくる子どもたちのために、寄付金募集をご検討ください。

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機のご紹介

～ その1本が、未来をつくる。 ～



1 若手・女性研究者奨励金の財源について

若手・女性研究者奨励金は、私立大学等の次世代を担う、助教やポスト・ドクターの職にある若手研究者や女性研究者の**育成を図るため**、研究機会の創設を図ることを目的として交付する研究奨励金です。

この奨励金は、これまでの研究実績に拠らず、研究の独創性などを重視して採択するものであり、より**特色あるチャレンジングな研究**に取り組む研究者を積極的に支援していきたいと考えています。

私学事業団では、本制度を**社会全体で支える仕組みとして構築することが重要**であると考え、この財源を**寄付金で賄う**ことにしており、この奨励金の趣旨にご賛同いただける企業等からご支援をいただくなど**寄付金の募金活動**に取り組んでいます。

また、より多くの方々からこの奨励金に対して理解を得るため、**若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機**の設置に取り組んでいます。

2 寄付金付き自動販売機について

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機は、自動販売機の売り上げの一部が**若手・女性研究者奨励金**への寄付金となる自動販売機です。

この寄付金付き自動販売機には、私学事業団が定めた**統一デザイン**を施行します。

私学事業団では、寄付金付き自動販売機の設置により、次世代を担う研究者に対し、**若手・女性研究者奨励金**への**応募意欲の向上**を図るとともに、「**その1本が未来をつくる**」を“合い言葉”として、購入者の**学術研究振興**や**人材育成に対する貢献意識**の共有化を図り、**社会全体で私学振興に参加する意識**の向上に努めていきたいと考えています。

ぜひ、**若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機**の設置にご協力くださいますようお願い申し上げます。

2

3 寄付金付き自動販売機のデザインについて

- 寄付金付き自動販売機の **統一デザイン**は以下のとおりです。
自販機を設置する際に以下の2種類から設置者において選択してください。
- デザイン施工費用は自販機取扱業者が負担します。



3

4 寄付金付き自販機の設置までの主な手続き

STEP 1 私学事業団寄付金課に連絡（電話・メール等）

T E L : 03-3230-7316~7318

E-mail : kifukin@shigaku.go.jp

STEP 2 事業団から本事業や寄付金の仕組み等、全体の流れについて説明

STEP 3 ご希望の協力業者を選択

- ① 寄付金付き自動販売機の設置について協議をする協力事業者を指定してください
現在、協力事業者は、コカ・コーラグループ及び株式会社アパックスの2社となります。
2社を同時にご指定いただくことも可能です
- ② 選択いただいた協力業者には、事業団より、貴法人の自販機設置のご担当者様紹介の連絡をします
- ③ 協力事業者より、貴法人自販機設置ご担当者様に協議のための連絡が入ります
※ STEP4 からは、**選択した協力業者と直接協議**をしていただくこととなります
事業団は、選択した業者を通じてSTEP4以降の経過報告を受けます

STEP 4 STEP3で選択した協力事業者と、自動販売機設置場所、販売価格、手数料、**寄付者、寄付金額、寄付方法、自動販売機のデザイン**等を協議してください

- ※ 協議は貴法人のご都合により、必要に応じて実施してください
協議日程は協力事業者とご相談ください

STEP 5 協議結果等により、寄付金付き自動販売機設置の可否、販売価格、手数料、寄付方法（寄付者、寄付金額等）、自動販売機のデザイン等の最終判断・決定

STEP 6 学校法人等（自動販売機設置者）と自販機業者の間で2種類の契約を締結

- ① 自動販売機設置契約…設置場所、販売価格等の取扱いに関するもの
- ② **寄付金契約…寄付方法、寄付金額、寄付者等の取扱いに関するもの**

STEP 7 設置手続き完了 ~ その1本が未来をつくる ~

4

5 お問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団

助成部 寄付金課

東京都千代田区富士見1-10-12

T E L 03-3230-7316~7318

E m a i l kifukin@shigaku.go.jp

ご協力よろしくお願いいたします



5

講演Ⅲ

最近の学校法人会計の動向 — 学校にまつわる税務 —

日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員
村田克也税理士・公認会計士事務所 所長

村田 克也 氏

最近の学校法人会計の動向

— 学校にまつわる税務 —

平成29年11月1日



日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員
村田克也税理士・公認会計士事務所 代表 村田克也

1



目次

I	法人税	3
II	所得税	11
III	消費税	14
IV	その他税金	17

2

I 法人税



1. 法人税が課せられる場合

学校法人(税法上の公益法人等)は、各事業年度の所得のうち、収益事業から生じた所得のみについて法人税が課税される。

収益事業とは？

法人税法施行令第5条1項に規定されている特掲事業(34業種)
(付随して行われる行為も含まれる)

+

継続して事業場を設けて行われるもの

3

2. 収益事業 34業種



34業種	取引(小科目)		取引(小科目)
①物品販売業	売店(補助活動収入)	⑱代理業⑲仲立業	保険・制服販売手数料 (施設設備利用料収入)
②不動産販売業		⑳問屋業㉑鉱業	
③金銭貸付業		㉒土石採取業	
④物品貸付業		㉓浴場業	
⑤不動産貸付業	家賃収入・駐車場収入 (施設設備利用料収入)	㉔理容業㉕美容業	
⑥製造業		㉖興行業㉗遊技所業	
⑦通信業		㉘遊覧所業	
⑧運送業		㉙医療保険業	
⑨倉庫業		㉚芸芸教授業	
⑩請負業	委託試験・研究収入(受 託事業収入)	㉛駐車場業	
⑪印刷業⑫出版業		㉜信用保証業	
⑬写真業⑭席貸業		㉝無体財産権提供業	
⑮旅館業⑯飲食店業	食堂(補助活動収入)	㉞労働者派遣業	
⑰周旋業			

3. 収益事業か否かの個別論点



(1) 教科書等の物品販売

(法令5①一)
(法基通15-1-10)

内容	判定
①教材として用いられる教科書、問題集、参考書の販売	非課税
②教材以外の出版物の販売	課税 (物品販売業)
③筆記具等の文房具、食料品等の材料、厨房用品等の用具の販売	課税 (物品販売業)
④制服、制帽等の販売	課税 (物品販売業)

② ③ ④は「物品販売業」、
①教材の販売は「教育事業」で非課税！

5

3. 収益事業か否かの個別論点



(2) 英会話教室等の技芸の教授

(法令5①三十)
(法基通15-1-6、66)

内容	判定
①課外授業として生花、茶道教室を行う場合の教室収益	課税 (技芸教授業)
②生花、茶器の頒布収益	課税 (技芸教授業)
③課外授業として英会話、算盤、サッカー教室を行う場合の教室収益	非課税
④英会話テキスト、算盤等の教材の頒布収益	課税 (物品販売業)

①②は「技芸教授業」、④は「物品販売業」、
③は「技芸教授業」の対象外で非課税！

6

3. 収益事業か否かの個別論点



(3) 学生食堂の運営収益

(法令5①十六)
(法基通15-1-40)

内容	判定
①自ら調理しないで他の業者に経営を任せ、売上額の一定割合を徴収する場合	課税 (仲立業)
②自ら調理又は他の調理業者などからの仕出しを受け飲食の提供をしている場合	課税 (飲食店業)
③②のうち、学校給食法等の規定に基づいた学校給食事業 ※小学校、中学校など	非課税

①は「仲立業」、②は「料理店業その他の飲食店業」
③は「学校給食事業」で非課税！

7

3. 収益事業か否かの個別論点



(4) 校舎と駐車場の貸付

(法令5①十四口(1)、五ホ)
(法令5①三十一)

内容	判定
①不特定多数者の娯楽等の用に供するための校舎の貸付 ※テニスコート、体育館も含まれる	課税 (席貸業)
②①に該当しない国又は地方公共団体の用に供するための校舎の貸付	非課税 (席貸業の特例)
③国又は地方公共団体に土地や建物を直接貸し付けた場合	非課税 (不動産貸付業の特例)
④駐車場として駐車料を徴収	課税 (駐車場業)

①は「席貸業」、②③のように対地方公共団体へは非課税！
④は「駐車場業」で課税 ※対地方公共団体でも！

8

4. みなし寄附金



(1) みなし寄附金とは？

(法法37⑤)
(法令73三口)

内容

収益事業における所得金額の50%に相当する額(200万円に満たない場合には200万円)を限度に、教育事業へ寄附した場合には、収益事業の損金算入を認める。

要件

- ①教育事業と収益事業を区分経理していること。
- ②実際の金銭支出があること。+振替仕訳処理

9

4. みなし寄附金



(2) 実例

(法法37⑤)
(法令73三口)

例題① 教育事業と収益事業の口座が別

- 要件①の区分経理はOK。
- 要件②の実際の金銭支出を満たすためには、収益事業の口座から教育事業の口座へ資金移動+振替仕訳が必要。

例題② 教育事業と収益事業の口座が同一

総勘定元帳から法人税法上収益事業に該当するものを抽出しているような学校法人に多い。

- 要件①の区分経理はOK。
- 要件②の実際の金銭支出が問題となるが、資金移動がなく、振替処理がなくても、決算書上、みなし寄附金を計上すれば認められる可能性大(今後の通達に期待)。

10

Ⅱ 所得税



1. 所得税課税対象か否かの個別論点

(1) 教職員子弟が入学した際の納付金減免額

内容	判定
学校が教職員の子弟に係る授業料の額の一部を免除することにより、その教職員が受ける経済的利益については、教職員であることを理由として免除するものであり、 <u>給与の性質を有する</u> 。※広く一般に奨学生を公募した結果、たまたま職員の子弟が含まれている場合は、本来の学資金として非課税。 (参考) 表示区分 授業料減免額控除前の金額 → 「学生生徒等納付金収入」 減免額の金額 → 「教育研究経費の奨学費支出」	源泉徴収 教職員は 給与所得



1. 所得税課税対象か否かの個別論点

(2) 大学教員に支給する研究費等の取扱い

内容	判定
個人研究費等の名目で、年額又は月額で支給され渡切のもの	教授等の 給与所得
大学から与えられた研究題目等の研究のために必要な金額としてあらかじめ支給される研究奨励金のようなもの	教授等の 給与所得
教授等がその研究成果を自費出版する場合の大学から支給を受ける出版助成金等	雑所得 事業所得
学術上の研究に特に成果を上げた教授等を表彰するものとして大学から支給する表彰金	一時所得



1. 所得税課税対象か否かの個別論点

(3) 日直手当支給に係る留意点

(所基通28-1、2)

内容	判定
日直手当を4,000円支給。 ※食事を支給する場合には、食事を控除した額。	非課税
土日だけ勤務する人を雇用した場合。	給与所得
振替休日を与えられた場合の日直手当。	給与所得
階級に応じて支給する日直手当。	給与所得

13

Ⅲ 消費税



1. 総額義務表示の特例

消費税率が段階的に引き上げられることに伴い、事務的な負担等を軽減するため、経過的に税抜価格での表示が認められる。

平成25年10月1日～平成33年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例



学校法人においては、校内に売店を設けている場合、制服の販売をチラシやカタログを用いて販売する場合など、価格表示を行うことになる。

事務負担を軽減するためにも「〇〇(税抜価格)」や「〇〇(税別)」等の工夫が必要である。

14

2. 消費税増税による影響



消費税率	実施時期
標準税率 10%	平成31年10月1日～
軽減税率 8% 対象品目 ①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞	平成31年10月1日～



学校法人は校舎等の建替え、機器備品の購入、その他教育研究経費、管理費などに多大な課税支出がある一方、その大部分が学納金などの非課税収入である。しかし学校法人は学納金などに賄われる課税支出は控除対象外となり、一般事業者のように還付はされない。学納金に価格転嫁することも難しい。 → 軽減税率の要請

15

3. 軽減税率による影響



飲食料品	適用税率
酒類・外食	10%
テイクアウト・宅配等	8%



学校法人にとって、消費税増税による影響は大！
軽減税率の要請
VS
軽減税率は、事務処理上煩雑になる

16

IV その他の税金

1. 固定資産税等



税目	判定
固定資産税 (地方348②九、十の四)	直接教育の用に供している場合、非課税 →各自治体に固定資産税非課税申告書を提出
不動産取得税 (地方73の4③、④の四)	直接教育の用に供している場合、非課税 →都道府県に不動産取得税非課税申告書を提出
登録免許税 (登法4②別表第三)	学校に係る設備の取得は非課税 →登記する際、所轄庁発行の使用証明書添付

17

2. 印紙税(学校法人特有の取扱い)



内容	判定
学校法人が作成する領収書	非課税 (明文:営業に関するものでない)
教職員に対する講演謝金の領収書	非課税 (明文:営業に関するものでない)
委託研究契約書	非課税 ただし、報告書等の完成が目的のものは第2号文書に該当し、課税
学生・生徒の身元引受契約書	非課税 (明文:身元保証に関する契約書)
公認会計士との監査契約書	課税

18



ご清聴

ありがとうございました。

講演Ⅳ

『認証評価』等について

一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価委員会委員
新渡戸文化短期大学 理事・学園長 森本晴生 氏

『認証評価』等について

一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価委員会委員
新渡戸文化短期大学 理事・学園長 森本晴生

1. 『第三者評価』と『認証評価』

文部科学大臣が **認証** した評価機関による大学（短期大学を含む）の **評価**
平成16年度から7年以内に1回評価を受ける。（実際には平成17年度から）
現在は第2周期目で、計画よりも成果を重視している。

2. 一般財団法人短期大学基準協会（基準協会）の『第三者評価』の特徴

書面調査：評価員は、4基準約100ページの基礎資料等及び選択的評価基準からなる「自己点検評価報告書」を **熟読** している

訪問調査：評価員は、90分のヒアリングを3回行う

ピア・レビュー：同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行う。

評価員に、「自己点検評価報告書」に記載してあることは説明する必要がない。

目的：短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ること

3. 第二周期に入った『第三者評価』

評価基準の変更

10領域 → 4基準+3選択的評価基準 → 次は??

平成24年度 33校

平成25年度 42校

平成26年度 57校

平成27年度 47校

平成28年度 64校

平成29年度 48校

4. 評価

自己点検評価報告書を作成する。**分担**作成なので、学内で通読する人は少ない。

評価員は、自己点検評価報告書を**熟読、通読**する。

評価員は、評価校を訪問して評価する。

評価員の報告書から、短期大学基準協会の第三者評価委員会が公開用の報告書案を作成。

5. その他
